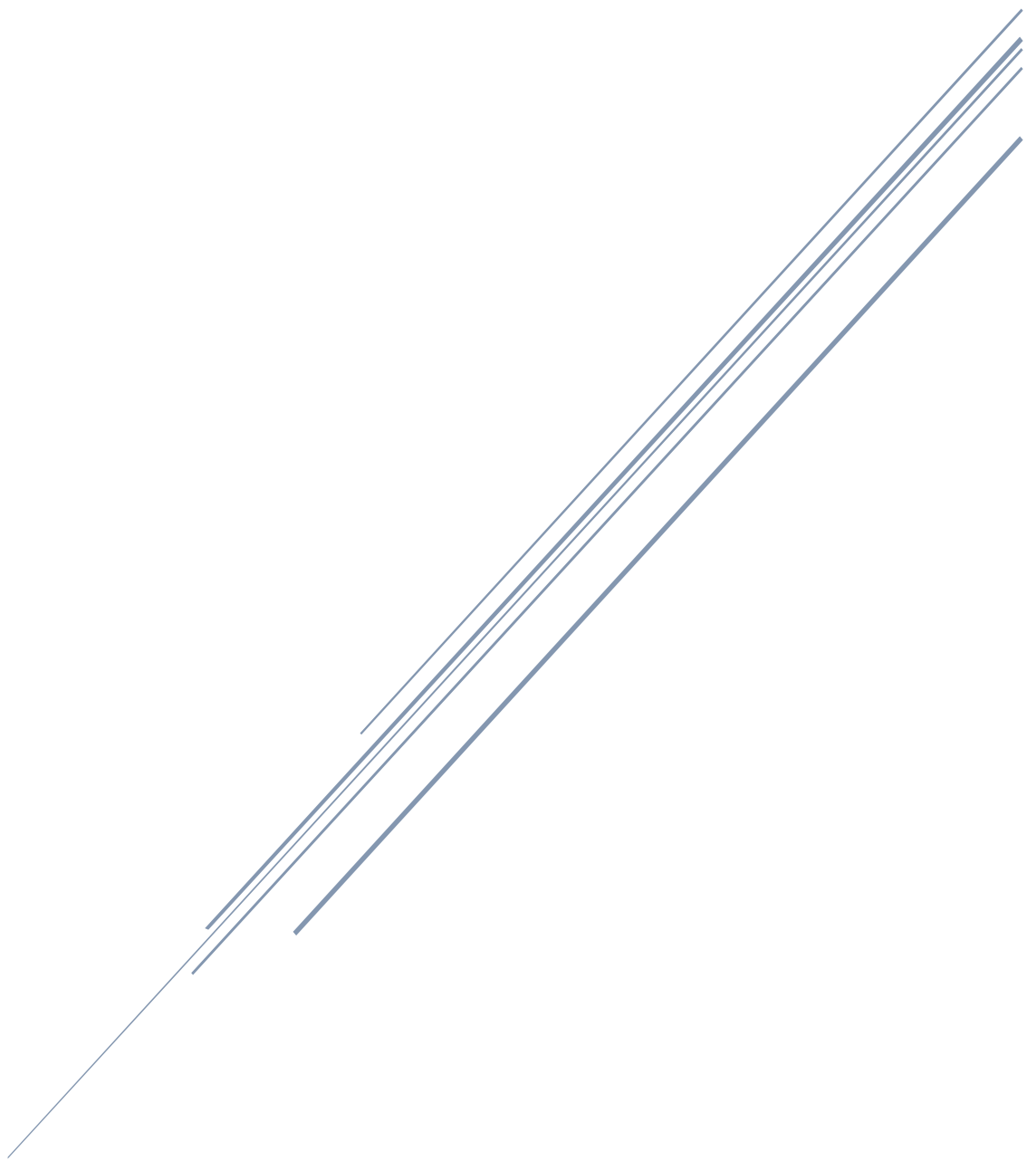


門真市第5次総合計画の振り返り について



目次

1 本資料の位置づけ	4
2 第5次総合計画の概要	4
3 計画の実現状況と課題	10
基本目標－1 みんなの協働でつくる地域力のあるまち	11
基本政策－1 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります	11
基本施策1－1 広報・広聴活動の充実	11
基本施策1－2 行政情報の積極的な提供	13
基本施策1－3 自治活動の活性化	14
基本施策1－4 市民公益活動の促進	15
基本政策－2 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります	16
基本施策2－1 市役所組織の改善	16
基本施策2－2 計画的な執行管理	17
基本施策2－3 効率的、効果的な行政運営	18
基本施策2－4 電子自治体の推進	19
基本施策2－5 都市間連携の強化	20
基本目標－2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち	22
基本政策－1 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります	22
基本施策1－1 子育て支援環境の充実	22
基本施策1－2 母子保健の充実	24
基本施策1－3 援助が必要な家庭の支援	25
基本施策1－4 子どもの安心な暮らしづくり	26
基本施策1－5 みんなで支える子育て環境づくり	27
基本政策－2 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります	28
基本施策2－1 子どもの教育環境の充実	28
基本施策2－2 健康な体づくり	29
基本施策2－3 青少年の健全育成	30
基本施策2－4 児童・生徒の確かな学力の育成	31

基本施策2-5	創造性や社会性を育む学校教育の推進	33
基本施策2-6	学校施設の充実推進	34
基本目標-3	安全・安心で快適に暮らせる明るいまち	36
基本政策-1	安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります	36
基本施策1-1	防犯対策	37
基本施策1-2	交通安全対策	37
基本施策1-3	消費生活対策	38
基本施策1-4	消防体制の充実	39
基本施策1-5	救急体制の充実	40
基本施策1-6	危機管理と災害時対策	41
基本施策1-7	市民の自主防災の強化	41
基本施策1-8	地震や治水対策の強化	42
基本政策-2	便利で快適なまちなかをつくります	43
基本施策2-1	まちの顔づくり	43
基本施策2-2	快適に暮らせる生活基盤の整備	45
基本施策2-3	道路・交通網の充実	46
基本施策2-4	歩いて暮らせるまちづくり	48
基本施策2-5	計画的なまちづくり	49
基本施策2-6	住宅・住環境の整備	49
基本目標-4	いきいきと人が輝く文化薫るまち	51
基本政策-1	平和な社会を育む共生のまちをつくります	51
基本施策1-1	非核平和都市の実現	51
基本施策1-2	基本的人権の尊重	52
基本施策1-3	男女共同参画社会の推進	53
基本施策1-4	多文化共生社会の形成と国際交流の促進	53
基本政策-2	ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります	54
基本施策2-1	生涯学習環境の充実	55
基本施策2-2	市民スポーツの振興	56
基本施策2-3	市民生活に息づく文化・芸術の振興	57

基本施策2-4	地域文化の保存と継承	58
基本目標-5	健やかな笑顔あふれる支え合いのまち	59
基本政策-1	みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります	59
基本施策1-1	地域福祉の推進	59
基本施策1-2	社会保障制度の適正な運営	60
基本施策1-3	高齢者福祉の充実	62
基本施策1-4	障がい者（児）福祉の充実	63
基本施策1-5	生活保障と自立支援対策	65
基本政策-2	みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります	66
基本施策2-1	生涯を通じた健康づくり	66
基本施策2-2	保健活動の推進	68
基本施策2-3	病気の予防対策の充実	69
基本施策2-4	地域医療環境の充実	70
基本目標-6	環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち	72
基本政策-1	人や環境にやさしい美しいまちをつくります	72
基本施策1-1	環境保全対策	72
基本施策1-2	環境美化活動の充実	74
基本施策1-3	うるおいづくり	74
基本施策1-4	公園・緑地ネットワークの充実	75
基本政策-2	いきいきとしたまちを育む産業をつくります	76
基本施策2-1	多様なビジネスの育成	76
基本施策2-2	既存産業を活かした産業活性環境の育成	78
基本施策2-3	産業を支える人づくりの促進	79
基本施策2-4	労働環境の向上	80

1 本資料の位置付け

本資料は、門真市第5次総合計画に基づき実施された施策について、平成29年度までの施策の取り組み状況及び評価結果を中心にまとめたものである。

この資料をもって、平成29年度までの第5次総合計画の進捗状況等を振り返ることにより、次期総合計画である門真市第6次総合計画の策定における基礎資料として活用することを目的とする。

2 第5次総合計画の概要

(1) 経過

計画は、時代の情勢を見据え、第4次総合計画（平成13年度～平成22年度）を1年前倒しし、平成22年3月に、「市民と市役所みんなでつくり、みんなで共有する計画」として策定した。

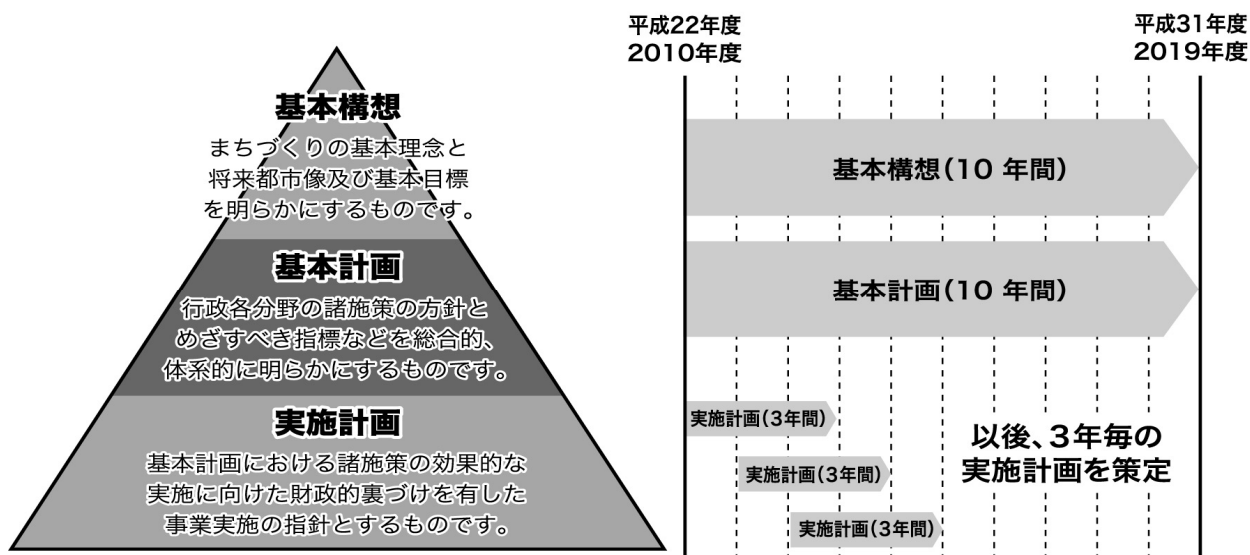
その後、社会経済全般にわたる大きな変革に対応するため、本計画期間が始まって5年目になる平成26年度に本計画に基づく市役所の運営状況の中間見直しを行い、「門真市第5次総合計画（改定版）」を策定した。

(2) 計画の構成と期間

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成されている。

基本計画は、計画期間を平成22（2010）年度から平成31（2019）年度までの10年間とし、実施計画は、計画期間を3年間として、財政状況を踏まえた上で、1年ごとの見直し（ローリング方式）により改訂することとした。

門真市第5次総合計画の構成及び期間図



(3) 本市がめざした将来の姿

市民、市役所みんなが新たな気持ちで新たなことにチャレンジし、人（意識）が変わることでまちが発展し、まちが変わることでより人が繁栄するという「生成し、発展していくしくみ（環）」をつくり上げていくことを基本とした。

まちづくりの基本理念は、人・まちが元気であることを体感できる都市づくりをめざすこととし、次のように本市がめざす将来の姿を定めた。



(4) まちづくりの基本目標

本市の将来の姿を実現するため、次の6つのまちづくりの基本目標に向かって体系的、計画的にまちづくりをめざした。

また、みんながいっしょに協力してまちづくりを進める「協働」を、これらすべての基本目標を達成するための基本姿勢とした。



○基本目標-1

みんなの協働でつくる地域力のあるまち

人もまちも元気なまちは、みんながそれぞれの役割をもって活躍しているまちです。

みんなが市政の情報を共有し、市民が主役となって活躍できる舞台をつくとともに、市民と市役所が手を取り合って、みんなの協働でつくる地域力のあるまちをつくりま

○基本目標-2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち

人もまちも元気なまちは、子どもたちがのびのびと育てているまちです。

みんなで子どもを健やかに育み、安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくとともに、子どもの健康な心や体と学びの意欲を育む学校づくりを通して、将来を担う子どもが育つ教育力のあるまちをつくりま

○基本目標－3 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち

人もまちも元気なまちは、安全・安心で快適な暮らしの基盤が整っているまちです。

みんなで犯罪や事故がなく、人命を守り、災害に強いまちをつくとともに、「いつまでも住み続けたい」と思う安全・安心で快適に暮らせる明るいまちをつくりま

○基本目標－4 いきいきと人が輝く文化薫るまち

人もまちも元気なまちは、みんながいきいきと輝き、夢を持って暮らしているまちです。

みんながともに楽しく暮らせる平和な社会を築くとともに、楽しく生きがいを感じ、ワクワクする文化との出会いがあるいきいきと人が輝く文化薫るまちをつくりま

○基本目標－5 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち

人もまちも元気なまちは、健やかな笑顔の暮らしがあるまちです。

みんなで困っている人を助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくりを進め、みんなの健やかな笑顔あふれる支えあいのまちをつくりま

○基本目標－6 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

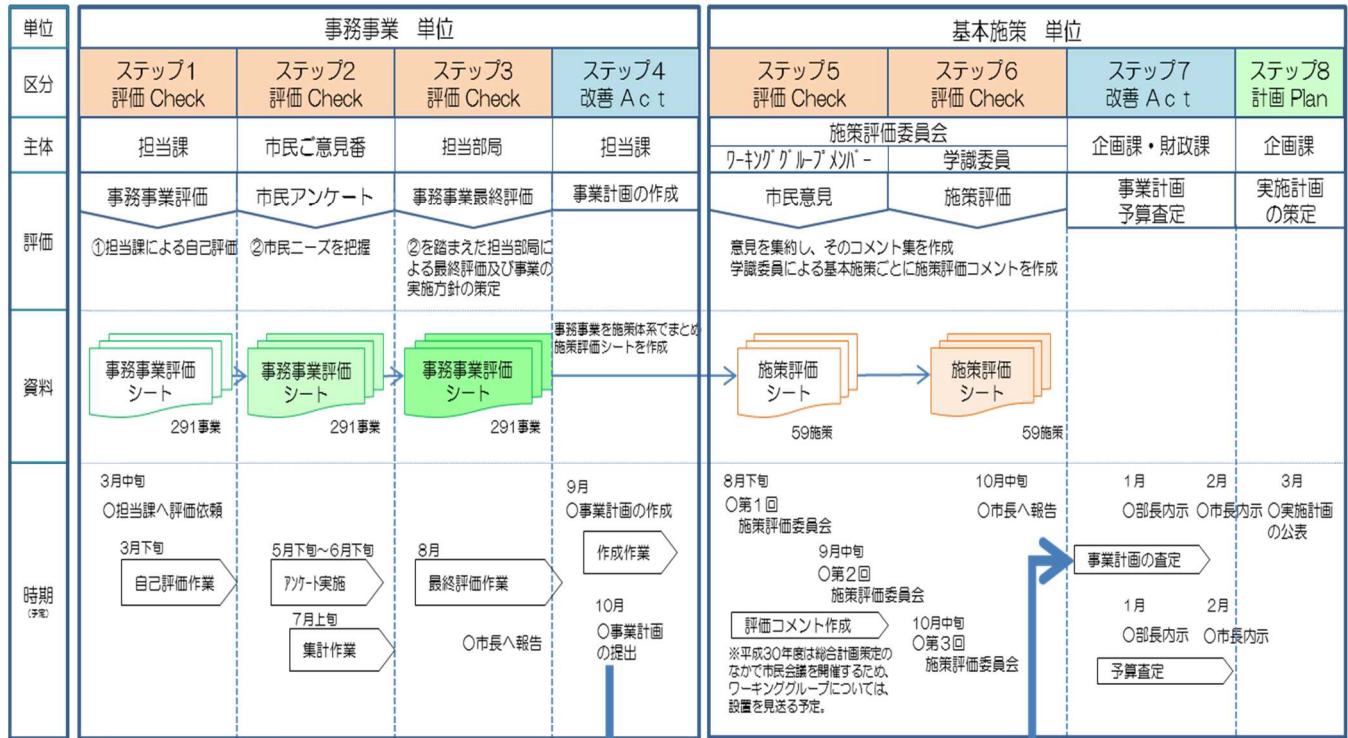
人もまちも元気なまちは、人や環境にやさしくいきいきとした産業があるまちです。

みんなで物を大切にし、緑あふれる美しいまちをつくとともに、産業を元気にする環境をつくり、それを支える人を育て、環境と調和し、産業が栄える活力のあるまちをつくりま

(5) 構想の実現に向けて

第5次総合計画では、「実現可能で成果が市民に見える総合計画」となるよう、持続可能な「都市経営」をめざして、「協働のまちづくり」が展開できる舞台をつくるとともに、施策展開の進捗状況を評価し、評価結果をもとに改善を図るPDCAサイクルのしくみを取り入れた。

平成30年度 門真市第5次総合計画進行管理の流れ



評価体制の比較

名称	事務事業評価	市民ご意見番	事務事業最終評価	施策評価委員会	ワーキンググループ
構成	・事業実施担当課	・市民350名程度 (無作為抽出の18歳以上の在住市民8,500名に送付し、HP・広報紙でも一般公募。加えて、29年度の市民ご意見番357名に継続依頼。)	・事業実施担当部局	・学識委員6名 (専門的知識を有する学識者) 総合計画の6つの基本目標ごとに設置委員会とワーキンググループを設置。	・学識委員6名 ・ワーキンググループ員36名 18歳以上の在住者 ・職員(企画課) 市民ご意見番参加者に申込書を同封し、HP・広報紙で公募。
評価内容	総合計画の基本目標ごとに事務事業に対して、事業概要、事業費、事業の方向性などを自己評価する。	総合計画の基本目標ごとに事務事業に対して、重要度と満足度を5段階で評価する。	市民ご意見番の結果を踏まえて、担当部局による事務事業最終評価を行うとともに、事業の実施方針を策定する。	学識委員がワーキンググループでの意見をふまえて、施策評価コメントを作成する。	学識委員が施策評価シートをもとにワーキンググループメンバーと意見を交換し、取りまとめる。
任期	常設	1年間	常設	1年間(再任を妨げない)	2年間(再任を妨げない)
報償	無し	無し	無し	有り	無し

① 事務事業評価

(一) 事務事業評価

第5次総合計画に掲げる基本目標別の事務事業(平成30年度:292事業)事業実施担当課の自己評価

(二) 市民ご意見番（市民アンケート）

上記計画に基づき実施している事務事業について、市民視点による評価を行い、事業見直し等の基礎資料とした。

【平成30年度実施概要】

調査期間：平成30年5月23日～同年6月15日

調査対象者：公募により決定した「市民ご意見番」344人

調査方法：郵送による配布・回収

調査項目：第5次総合計画に掲げる基本目標別の事務事業（292事業）に対する「重要度」・「満足度」・「認知度」の評価及び事務事業に対する自由意見

② 施策評価

(一) 施策評価委員会

基本施策の展開に向けた主な実施施策の取組や達成度を測る指標を事務事業評価により把握し、総合計画の6つの基本目標の実現に向けた基本施策の評価を行った。

評価された結果を受けて、次の施策展開に反映し改善を行った。

【平成30年度実施概要】

実施時期：平成30年8月～10月（3回実施）

実施体制：第5次総合計画の6つの基本目標に対し、6名の学識経験者が各目標を担当し、基本施策ごとに評価

評価対象：第5次総合計画の体系に位置付けられた全59の基本施策

評価方法：総計の体系である「主な実施施策」に設定された「達成度を測る指標」の達成度や施策の取組状況の進捗度をもとに施策の進捗度合い、施策を構成する事務事業が適正に配置されているかどうかを評価する。

(二) ワーキンググループ

第5次総合計画に基づき実施している各施策を、(一)の施策評価委員会委員が評価する際に、門真で暮らし、学び、働く人の声を、評価に反映させるために、施策評価委員会ワーキンググループを設置。

※ 平成30年度については、平成22年度から29年度までを総括した評価を実施するにあたり、これまでの委員の評価結果や「達成度を測る指標」の達成度や施策の取組状況の進捗度を総括して評価するため、未実施

③ その他

(一) 市民意識調査

第5次総合計画の進行管理については、主な実施施策の達成度を測定するための指標を設置することで、効果的かつ効率的な施策の展開をしていった。本調査は、市民意識の調査を行うことにより、計画実現のための基礎資料として活用した。

【平成30年度実施概要】

調査期間 : 平成29年11月20日～同年12月19日
調査対象者 : 市内在住の20歳以上の市民から2,500人を無作為抽出
調査方法 : 郵送による配布・回収
調査項目 : 第5次総合計画における「達成度を測る指標」の内、「市民の評価点」と記載されているものについて、調査を主に実施。30項目の施策を満足度と重要度ごとに5点満点で評価

(二) 市民幸福実感に関する意識調査

平成26年度に門真市幸福度指標を策定し、策定後に本指標を活用するため、平成27年度から「市民幸福実感に関する意識調査」として市民アンケートを行ってきた。

アンケート結果については、政策立案への活用として幸福度の変化に関する調査・分析を実施していくほか、第5次総合計画の「達成度を測る指標」に門真市幸福度指標を一部盛り込むことで、行政評価にも活用してきた。

※ 「幸福度指標」 所得や資産といった経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や人とのつながりなどの個人をとりまく様々な要素から、主観的に判断される「幸せと感じる気持ち」のような、心の豊かさを加えた物差し

【平成30年度実施概要】

調査期間 : 平成29年11月20日～同年12月19日
調査対象者 : 市内在住の20歳以上の市民から2,500人を無作為抽出
調査方法 : 郵送による配布・回収
調査項目 : 平成26年度に策定した門真市幸福度指標の項目について調査を実施

3 計画の実現状況と課題

○ 市の将来像を実現するために実施した取組について

本市の将来の姿を実現するため、第5次総合計画では6つのまちづくりの基本目標に向かって体系的、計画的にまちづくりに取り組んできた。

その6つのまちづくりの基本目標ごとに、施策の柱となる基本政策を示し、基本政策を展開していく基本施策の方向と、その実現に向けた基本施策及び主な実施施策をそれぞれ示してきた。

また、第5次総合計画では、計画の目標・達成状況を誰もが把握することができるよう、「達成度を測る指標」を導入した。

○基本目標－１ みんなの協働でつくる地域力のあるまち

人もまちも元気なまちは、みんながそれぞれの役割をもって活躍しているまちです。

みんなが市政の情報を共有し、市民が主役となって活躍できる舞台をつくるとともに、市民と市役所が手を取り合って、みんなの協働でつくる地域力のあるまちをつくりま

まちづくりの基本目標	基本政策 (施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策	
基本目標－１ みんなの協働でつくる 地域力のあるまち	市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくりま	市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくりま	広報・広聴活動の充実	広報紙・ホームページの充実 広聴活動の充実	
			行政情報の積極的な提供	情報公開の推進 多様な情報伝達手段の活用	
		市民が主役となって活躍できる舞台をつくりま	自治活動の活性化	コミュニティ意識の醸成 コミュニティ活動の支援	
			市民公益活動の促進	ボランティア・市民活動組織の育成 市民公益活動の活性化	
			市民とともに市政を進める市役所をつくりま	市役所組織の改善 窓口サービスの改善	
	市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくりま	市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくりま	計画的な執行管理	計画的な行政施策の展開 事務執行の適正化	
			効率的、効果的な行政運営	職員の人材育成と適正な人事管理 行財政運営の改善	
		市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくりま	電子自治体の推進	ICT(情報通信技術)化の推進 電子行政による効率化	
			都市間連携の強化	組織・機構の改革	組織・機構の改革 窓口サービスの改善
				共同事業の拡充	共同事業の拡充

基本政策－１ 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくりま

【基本方針】

- ・ 広報紙やホームページを読みやすくするとともに、ICT環境を整備し、行政情報の公開や発信を推進します。また、市政評価など市民の意見を聞く機会を充実するとともに、みんなが市政の情報を共有し、市政への関心を高める環境をつくりま。
- ・ 「自分たちのまちは、自分たちで守り、育てる」というコミュニティ意識の醸成や地域会議活動等への支援を強化し、合わせて、ボランティア活動の促進やコミュニティビジネスの推進を図り、市民活動組織の育成や支援などを行い、市民が主役となって活躍できる舞台をつくりま。

基本施策１－１ 広報・広聴活動の充実

１ 達成度を測る指標

主な実施 指標番号	達成度を測る指標		基準	実績（見込み）			目標
	指標名称	単 位		20年度末	28年度	29年度	
1	ホームページのアクセス月間件数	件	32,800件	83,707件	90,564件	123,000件	
		達成率	27%	68%	74%	100%	
1	「広報かどま」を読んでいる人の割合	%	新設	84.2%	85.1%	90%	
		達成率	94%	95%	100%		
2	市政に市民意見が十分に反映されていること（市民の評価点）	5段階	2.45	2.62	2.74	4.00	
		達成率	61%	66%	69%	100%	
2	パブリックコメントにおいて提出された意見数の1件当たりの平均	件	新設	3件	6件	10件	
		達成率	30%	60%	100%		
2	公募市民が参加する会議（附属機関）の割合	%	新設	19.1%	20%	70%	
		達成率	27%	29%	100%		

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 広報紙・ホームページの充実

平成23年度にホームページをリニューアルし、文字拡大機能や背景色変更機能、翻訳機能等を追加した。平成24年度から広報紙等で市民特派員の記事掲載を開始した。平成29年度から広報紙を身近に感じていただけるよう1面を市民等の人物写真とした。広報紙やホームページの作成においては、より良い表現や内容を日々検討し、読みやすく、わかりやすくなるよう一貫して努めてきた。

主な実施施策2 広聴活動の充実

平成25年度より暮らしの便利帳の作成に併せて、各種相談のご案内の全面改訂を行った。また、その後についても、各種相談をまとめた案内チラシを作成し、適宜周知を行った。

パブリックコメント制度については、平成20年度に策定した「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づき、各部局において運用を行ってきた。

第5次総合計画の基本施策を対象に評価を行う「門真市総合計画施策評価委員会」に、公募市民による分野別ワーキンググループを設置し、実施してきた。

門真市自治基本条例の制定後（平成26年1月1日）は第五及び第三中学校区において地域会議が設立され、市民主体の行政との協働によるまちづくりが進められている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 広報紙・ホームページの充実

市民にとって読みやすく、わかりやすい広報紙やホームページの作成は、他の自治体などの動向も見ながら、引き続き、研究と改善を積み重ねていくべきである。

主な実施施策2 広聴活動の充実

これまで、多くの市民の方々が市政に参加できるように、市民を交えた評価を行ってきたところであるが、今後も様々な形で市民の方々が参加できる体制を検討していく必要がある。

各種相談の内容等について、広報かどまや市ホームページ等を活用し、更なる市民への周知を広め、広聴活動を充実する必要がある。

また、自治会や多様な主体が参画する地域会議、市内で活躍する団体等の関わりの中で出された地域からの意見についても、広く施策に反映するよう努める。

基本施策1-2 行政情報の積極的な提供

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	行政の情報が適切に市民へ提供されていること（市民の評価点）	5段階	2.64	2.79	2.83	4.00
		達成率	66%	70%	71%	100%
1	広報紙などで広報・広聴活動が十分なされていること（市民の評価点）	5段階	2.97	3.16	3.16	4.00
		達成率	74%	79%	79%	100%
1	「議会だより」を読んでいる人の割合	%	新設	52.4%	53.3%	70%
		達成率		75%	76%	100%
2	市公式ツイッターのフォロワー数	件	新設	592件	750件	1050件
		達成率		56%	71%	100%
2	インターネットやCATVなどを活用した行政情報を提供できるしくみができていること（市民の評価点）	5段階	2.77	2.77	2.78	4.00
		達成率	69%	69%	70%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 情報公開の推進

条例に基づく情報公開においては、紙だけでなくCD-ROM等の電子媒体による写しの交付が可能になるよう、条例の改正を行い、平成25年4月1日から実施している。附属機関の会議やその議事録（条例に定める不開示情報を除く。）については、内部規定である「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議の公開及び議事録の作成等についてのルールを規定しているが、平成24年度に指針を改正し、議事録作成の義務化等、より明確なルールに基づく運用を行うように規定している。

予算編成過程については、平成23年度から部長査定以降の結果を公開しており、平成25年度からは要求額についても公開、平成28年度からは課長査定以降の結果を公開するようになっている。

さらに、平成25年度及び平成26年度においては、かどま市民大学にて情報公開制度に係る講義を実施し、この制度について理解を深めてもらうよう周知に努めた。

主な実施施策2 多様な情報伝達手段の活用

平成24年度から株式会社アンブリンが開設した地域情報サイト「まいふれ門真」にイベント情報などを提供することにより、市ホームページ以外でも発信されるよう連携している。平成25年度からツイッターを開始し、市ホームページに掲載した情報などがフォロワーにすぐにわかるようにしている。

また、同年度に行政情報をまとめた冊子「暮らしの便利帳」を発行し、平成29年度に改訂版を発行した。「暮らしの便利帳」は市内全戸に配布したほか、現在も転入者に配布している。平成28年度から、庁舎エントランスにデジタルサイネージを設置し、イベント情報などが来庁者の目に留まるようにしている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 情報公開の推進

「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、適切に運用されている。情報の公表においては、社会情勢の変化に伴い、柔軟に対応していくことが求められることから、必要とするところに必要な情報が届くよう、さらなる行政情報の提供に

努めていく。

市民の市政に対する参画を推進するため、より効果的な情報公開に向けた体制の検討が必要である。議会だよりにおいては、市民にとって見やすくすることを第一とし、引き続き紙面作成時にいろいろな面での作成方法を工夫すべきと考える。

主な実施施策2 多様な情報伝達手段の活用

情報発信においては、市民に行政情報を届けるだけでなく、市外の人に門真市への興味関心を持ってもらうことも求められている。SNSの更なる活用を図るとともに、より多くの人々の関心を惹く内容が必要である。他の自治体の取り組みを注視し、引き続き、研究や実践に努めなければならない。

基本施策1-3 自治活動の活性化

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	自治基本条例の制定	—	未制定	制定済	制定済	(制定済)
1	自治会の加入率	%	93%	78%	76%	94%
		達成率	99%	83%	81%	100%
1	市役所が地域・市民活動を活性化するために努力していると 感じる人の割合	%	新設	31.3%	35.4%	40%
		達成率		78%	89%	100%
1	地域や市民活動を通じてつながりが強い地域と感じる人の割 合	%	新設	24.4%	29.8%	40%
		達成率		61%	75%	100%
2	自治会活動や市民活動が活性化するような環境ができてい ること（市民の評価点）	5段階	2.87	2.82	2.83	4.00
		達成率	72%	71%	71%	100%
2	「校区門真まつり」の実施小学校区	—	7小学校区	13小学校区	13小学校区	拡充
2	コミュニティビジネスに関するセミナー等への年間参加者数	人	新設	34人	—	120人
		達成率		28%	—	100%
2	「（仮称）地域協働センター」の設置数	箇所	新設	0箇所	0箇所	4箇所
		達成率		0%	0%	100%
2	地域会議の設立数	箇所	新設	2箇所	2箇所	6箇所
		達成率		33%	33%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 コミュニティ意識の醸成

平成24年10月より人・まち・元気事業を開始し、自治基本条例に関する出前講座やかどま市民講座、25年度～28年度はかどま市民大学を実施し、市の現状や課題、それに対する取り組みなどについて市民と共有する機会の充実に努めるとともに、平成26年1月1日より自治基本条例を施行し、協働によるまちづくりの推進を図っている。

また、29年度からはかどま市民大学の編成を行い「大学教員リレー講座」を開催している。なお、人・まち・元気事業については、30年度より自治基本条例推進事業との事業統合を行っている。

主な実施施策2 コミュニティ活動の支援

平成26年1月1日に自治基本条例を施行し、第16条に規定する地域会議の設立に向けた働きかけを行った。その結果、29年度末までに第五及び第三中学校区において、地域会議が設立され、設立後も人的支援及び財政支援を行っている。

校区門真まつり補助事業や地域活性化まちづくり推進事業を実施した。校区門真

まつり補助事業においては、平成25年度より、地域がより活用しやすくなるよう補助事業の見直しを行った。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 コミュニティ意識の醸成

自治基本条例第16条に規定する地域会議が実効性のある組織となるためには、自治基本条例推進事業や人・まち・元気事業を通じて、新たな地域活動の担い手の育成に一層取り組むことが求められる。

主な実施施策2 コミュニティ活動の支援

地域会議は中学校区単位で市民が自発的に設立するものであるが、設立に向け市が必要に応じ、支援等を行う必要があり、地域の課題解決に向けては、早期に全校区で設立されることが望まれたため、未実施校区に対して、実施を促す取り組みが必要である。

基本施策1-4 市民公益活動の促進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合	%	27.7%	32.1%	36.2%	60%
		達成率	46%	54%	60%	100%
1	市内に主たる事務所を置くNPO法人の法人数	団体	25団体	32団体	37団体	35団体
		達成率	71%	91%	106%	100%
1	ボランティアや市民活動への取組が盛んなまちだと感じる人の割合	%	新設	18.7%	20.8%	50%
		達成率	新設	37%	42%	100%
1	NPOやボランティア活動に参加している人の割合	%	新設	19.2%	18.9%	30%
		達成率	新設	64%	63%	100%
1	協働によるまちづくり人材バンクの登録者数	人	新設	107人（延べ）	111人（延べ）	200人
		達成率	新設	54%	56%	100%
2	NPO助成金の提供団体数	団体	1団体	4団体	7団体	10団体
		達成率	10%	40%	70%	100%
2	公募型市民提案事業の制度化	—	未実施	制度化済	制度化済	制度化済

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 ボランティア・市民活動組織の育成

平成25年度に門真市立市民公益活動支援センターを中町から市民プラザに移転し、事務ブースの増設などの機能充実を図るとともに、NPO法人設立や会計制度の研修会などを実施した。

市民公益活動に係る関係機関との連携及び交流の促進や、市と市民公益活動団体のコーディネート役となることを通して、団体同士や多様な主体を目的に応じたつなぎ、公民協働及び市民相互の協働を促進した。

主な実施施策2 市民公益活動の活性化

市域における公民協働促進に大きく寄与すると思われる市内のNPO法人等に対し、広く市民公益活動事業の公募を行い、審査のうえ補助金を交付し、補助事業の検証に努めた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 ボランティア・市民活動組織の育成

平成31年度からは、市民公益活動支援センターの指定管理期間を5年間とし、新

たな指定管理者により同センターの機能が発揮できるよう努め、市民公益活動に係る関係機関との連携及び交流の促進や、市と市民公益活動団体のコーディネート役となることを通して、団体同士や多様な主体を目的に応じてつなぎ、公民協働及び市民相互の協働を促進する中間支援組織の構築が必要である。

また、ボランティアに係る市民公益活動に対する仕組みがあるが、それぞれ個々に運用されている現状があることから、ボランティアをしたい方と必要な方の相互利用の仕組みの構築が必要である。

主な実施施策 2 市民公益活動の活性化

市民公益活動事業補助について、初期の目的が達せられたことから、次なるステップアップを図るための手法変更の構築が必要であり、併せて、民間企業の補助金活用やコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等を取り入れた施策を検討する必要がある。

基本政策 2 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります

【基本方針】

- ・市役所の組織をスリムで効率的なものとなるよう常に改善するとともに、市民にとって利用しやすい組織体制にすることで、計画的な行財政運営を行い、施策の進行状況が市民にも分かるように「見える化」するなど、わかりやすく、市民とともに市政を進める市役所をつくります。
- ・市民の地域での暮らし、課題を知り、仕事に活かせる強い意欲を持つ職員を育てるとともに、業務を効率的に行えるよう、ICT化や周辺都市との連携を強化し、市役所の事務の改善や経費の抑制などにより行財政改革を進め、市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります。

基本施策 2-1 市役所組織の改善

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	組織がわかりやすく、市民にとって利用しやすいものとなっていること (市民の評価点)	5段階	2.59	2.62	2.64	4.00
		達成率	65%	66%	66%	100%
2	迅速で明るく、わかりやすい窓口サービスがなされていること（市民の評価点）	5段階	2.77	3.17	3.19	4.00
		達成率	69%	79%	80%	100%
2	市役所職員の対応・行動が「良い」と感じる人の割合	%	新設	57.8%	60.9%	25%
		達成率		231%	244%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策 1 組織・機構の改革

総合計画の確実な実践を図るため、平成23年4月1日、平成26年4月1日、平成29年4月1日付けでそれぞれ機構改革を実施し、時代の変化へ適格に対応し、より市民の方にわかりやすい組織体制を構築している。

平成23年度からは、各業務量に応じて、モデル職員をベースとする基本定数の設定を行っている。

また、既設・新設ともに市有施設へ指定管理者制度の導入を進めることで、行政

サービスの充実を図るとともに行政組織の効率化を図っている。

主な実施施策2 窓口サービスの改善

総合案内・ワンストップサービスについては、本市では具体的な検討に至っていない（北河内地域では守口市が実施）。

市民課・健康保険課のフロアマネージャーについては配置済。

現在、別館1階に受付案内を配置しており、来庁者からの多岐にわたる質問に対しても概ね問題なく対応はできている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 組織・機構の改革

機構改革により、効果的・効率的な組織の構築を進めているところであるが、組織のスリム化（部・課・グループの数、職階の数）には一定の限度がある。

また、基本定数と実際の人員の差が発生しているところであり、第3次定員適正化計画における基本定数のあり方を再検討する必要がある。

主な実施施策2 窓口サービスの改善

窓口サービスの改善に向け、効果的な手法を検討して実施することが必要。

基本施策2-2 計画的な執行管理

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	行政評価の実施	—	事務事業評価の実施	事務事業・施策評価の実施	事務事業・施策評価の実施	施策・政策レベルの評価及び検証の実施
2	「市民ご意見番」による全事務事業の満足度（5段階評価）	5段階	新設	3.00	3.06	3.50
		達成率		86%	87%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 計画的な行政施策の展開

平成18年度に設定したグループ制に基づく組織の見直しを関係部局と協議の上、行政課題等に的確に対応できる執行管理体制の構築を図ってきた。

また、担当課による事務事業評価を行うことで、翌年度予算編成への反映を行っている。

他自治体の実施状況をもとに、平成22年度及び23年度には公開で「門真市事業仕分け」を実施した。平成24年度からは、市民ご意見番制度及び内部事業評価委員会による評価を導入し、PDCAサイクルの強化を図っている。なお平成29年度以降は事業担当課が最終評価を担っている。

その他、平成23年度から第三者機関による施策評価委員会を実施し、総合計画の基本施策の評価を行っている。

主な実施施策2 事務執行の適正化

事務事業評価については、毎年度担当課による評価を実施している。

担当課以外の評価手法としては、平成24年度から公募市民による「市民ご意見番」制度を実施しているほか、市民ご意見番の結果をふまえ、各部局次長による「内部事業評価委員会」を実施していたが、平成29年度は試行的に事業担当課が市

民ご意見番の結果をふまえて最終評価し、各事業の方向性を判断した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 計画的な行政施策の展開

社会情勢の変化に伴い、部局横断的な課題が生じたときであっても、柔軟な執行管理体制を構築することが求められる。

次の計画となる第6次総合計画策定にむけ、本計画に基づくPDCAサイクルの運用について、実際に予算・決算段階で効果的な施策展開が図られたかを検証を行い、更なる計画的で効率的な施策の展開を図る運用方法を検討する必要がある。

主な実施施策2 事務執行の適正化

毎年度「事業の実施方針」を作成しているが、事業の廃止といった判断がなかなかつきにくいのが現状である（行革観点からの判断が難しい）。

基本施策2-3 効率的、効果的な行政運営

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	人事評価制度の実施	—	課長級・次長級対象	一般職の全職員	一般職の全職員	一般職の全職員に拡充
1	定員適正化計画に基づく適正な定数管理	—	第2次定員適正化計画に基づく適正な定数管理	第3次定員適正化計画に基づく適正な定数管理	第3次定員適正化計画に基づく適正な定数管理	第3次定員適正化計画に基づく適正な定数管理
1	地域担当職員制度の確立	—	新設	地域コーディネーターの廃止。分野別サポーター及び地域アシスタントは配置済	地域コーディネーターの廃止。分野別サポーター及び地域アシスタントは配置済	地域コーディネーター、分野別サポーター及び地域アシスタントの配置
2	連結実質赤字比率の改善	%	14.78%	0%	0%	0%
		—	—	100%	100%	100%
2	無駄を省いた、健全で効率的な財政運営がなされていること (市民の評価点)	5段階	2.40	2.50	2.64	4.00
		達成率	60%	63%	66%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 職員の人材育成と適正な人事管理

人材育成基本方針に基づき、一般研修（階層別研修）、特別研修、派遣研修を実施することにより、職員の職務と責任遂行に必要な能力向上を図った。

また、人事評価制度については、平成24年度～平成27年度までは管理職（課長補佐）以上を対象としていたが、改正地方公務員法により、平成28年度からは全ての一般職の職員（副参事・主任級以下も含む）に人事評価が義務付けられたことを受け、人事評価（能力評価・業績評価）を人事管理の基礎とし、処遇反映（勤勉手当や昇給等）を行うことで職員のモチベーションの向上を図った。

なお、平成29年度からは、制度運用における職員の負担軽減等を踏まえて、人事評価システムを導入している。

【平成28年度から北河内7市の全市が一般職を対象に人事評価実施済】

主な実施施策2 行財政運営の改善

連結実質赤字比率は、平成22年度8.54%、平成23年度6.16%、平成24年度1.66%と年々改善し、平成25年度をもって解消された。その後も、財政健全化法上の指標については、早期健全化基準を下回っている。

また、「門真市財政健全化計画・中期財政見通し」の計画期間は平成28年度で満

了したが、引き続き同計画における考え方を踏襲し、各種事業の見直し等を行っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 職員の人材育成と適正な人事管理

平成19年に策定した「人材育成基本方針」の見直しを行い、職員の意識の現状や課題を把握し、門真市を取り巻く環境の変化に対応した人材育成を推進していく必要がある。

また、平成28年度の改正地方公務員法の改正により、人事評価制度を人事管理の基礎とし、効果的な人材育成を行っていくため、人事評価の対象者を一般職に拡大していく必要がある。

なお、今後も引き続き制度の見直し等を行うことで、効果的な行政運営を図る必要がある。

主な実施施策2 行財政運営の改善

引き続き、すべての会計において、財政の健全化を目指すとともに、国民健康保険事業特別会計の累積赤字の早期解消に取り組む必要がある。

特に、今後は、「災害への備え」、「公共施設の老朽化対策への備え」、「社会保障関係経費の増大への備え」という3つの大きな課題への「備え」が財政運営上、重要であり、その「備え」への第一歩として、「財政調整基金を繰り入れない収支均衡の予算」を実現する必要がある。

基本施策2-4 電子自治体の推進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	総合行政情報システムのリプレース（更改）	—	新設	—	—	達成済
1	電子申請システムの導入	—	未実施	一部実施	一部実施	実施
1	電子入札の導入	—	未実施	実施	実施	実施
1	電子決裁の導入	—	未実施	一部実施	一部実施	実施
2	共同調達・自治体クラウドの実施	—	新設	未実施	未実施	実施

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 ICT（情報通信技術）化の推進

電子申請に関して、平成24年1月に住民情報システムの更新を行い、同年7月からは、住民票等のコンビニ証明書交付を開始している。平成24年度からはスポーツ施設、平成25年度からは文化施設予約の行政サービスの提供を行っている。

電子入札に関して、平成22年度から28年度まで延べ747件、平成29年度に本案件109件を実施し、順調な運用が図られている。

電子決裁に関しては、超過勤務及び出張命令の申請について、平成26年11月から実施している。

主な実施施策2 電子行政による効率化

平成23年度から平成24年度にかけて、大阪府内市町村で構成される自治体クラウド導入研究ワーキンググループにおいて、共同化、自治体クラウド等についての研究を行った。平成29年度末から府内他市町村との内部事務システムの共同化について、検討を開始した。また、電子入札においては、府下市町村での共同利用を行っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 ICT（情報通信技術）化の推進

本市の個人情報保護条例やマイナンバー法に基づき、特に個人情報保護を考慮した上で電子申請等のICT化を進める必要性がある。

電子入札については、建設工事及び工事に係る設計業務の全ての入札を電子入札にて実施し、可能な業務委託についても実施検討を行う。

電子決裁のうち、起案文書の電子決裁については、引き続き、導入済又は導入検討中の近隣市等の事例を調査研究していく。

マイナンバー法などの制定に伴い、個人のプライバシーへの配慮が慎重に求められるケースが増加するため、同法への考慮を行った上でICT化を進める必要性がある。また、マイナンバーの活用が進むにつれ、個人の番号において個人情報の識別が可能となることから、各種申請において付随する証明書等の電子申請件数は縮小されていくと考えられる。

主な実施施策2 電子行政による効率化

目先のコストダウンだけを求める共同化や自治体クラウド化とにならないようライフサイクルを念頭においた検討が必要なこと。また、くすのき広域連合のシステム更新が近いことから、自治体クラウド化の検討を行う必要がある。

基本施策2-5 都市間連携の強化

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	行政協定件数	件	19件	19件	20件	20件
		達成率	95%	95%	100%	100%
2	市内在住者と同一条件で利用できる他市の公共施設数（北河内地区の各市並びに大阪市及び大阪府に隣接する各市が運営しているもの）	施設	新設	269施設	269施設	270施設
		達成率		99.6%	99.6%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 広域連携の推進

地方自治法上の法定協議会として、北河内地区の7市で構成した「北河内地域広域行政推進協議会」は、平成22年度末を以て廃止となったが、引き続き平成23年度からは「北河内都市連絡会」として任意の協議会として運営を行っている。その他、大阪市とその隣接市で構成する「大阪市隣接都市協議会」、そして、大阪府及び北河内地区の7市で構成する「北河内地域ブロック会議」の場で、共同事業等について意見交換を行っている。平成29年度には、行政サービスの維持・充実に必要な方策について、府・市町村共同で検討・研究を行う「基礎自治機能の維持・充実に関する研究会」のテーマ別研究会である「広域連携に関する研究会」に本市職員も

参加し、議論を深めているところである。

また、地方自治法上の都市制度の変更や地方創生の取組の中で、都市のあり方や広域連携についての選択肢も広がっており、引き続き検討が必要な状況である。

主な実施施策2 共同事業の拡充

平成23年度から、「北河内都市連絡会」として任意の協議会として運営を行っている。その他、大阪市とその隣接市で構成する「大阪市隣接都市協議会」の場、そして、「北河内地域ブロック会議」の場で、共同事業等について意見交換を行っている。

これら各種会議等の場で各種案件について情報共有を図るとともに、他市との連携や協力体制について、強化を図っている。

また、本市歴史資料館では他自治体の資料館等とともに合同特別展等の開催を行ったり、図書館利用に関して北河内各市及び大阪市と協を締結するなど、相互利用を図っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 広域連携の推進

地方自治法上の「条例による事務処理の特例」による大阪府からの権限移譲のほか、国の地方分権改革に伴う権限移譲の推進に伴い、広域連携により事務を処理することの必要性を議論する余地がある。

また、大阪府及び大阪市による副首都推進の動向を注視し、各協議会のあり方、そして、より効果的な広域連携の手法について、検討を行う必要がある。

主な実施施策2 共同事業の拡充

「大阪市隣接都市協議会」の場では、連携項目についての議題が乏しくなっている傾向にある。また、任意規定による設置のため、構成市間における意思決定が難しい。

大阪府からの権限移譲等の推進に伴い、「事務の共同処理」等の広域連携の手法につき検討する余地がある。

○基本目標－2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち

人もまちも元気なまちは、子どもたちがのびのびと育っているまちです。

みんなで子どもを健やかに育み、安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくとともに、子どもの健康な心や体と学びの意欲を育む学校づくりを通して、将来を担う子どもが育つ教育力のあるまちをつくりまします。

まちづくりの基本目標	基本政策 (施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標－2 将来を担う子どもが育つ 教育力のあるまち	安心して産み、 育てることが できる子育て支援 のまちをつくり ます	子どもを健やかに 育む環境をつくり ます	子育て支援環境の 充実	子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 児童の健全育成の支援
			母子保健の充実	子どもや母親の健康づくりの支援 小児医療の充実
			援助が必要な家庭 の支援	相談体制の充実 ひとり親家庭などへの自立支援
		子どもを安心して、 楽しく育てる家庭 や地域をつくりま す	子どもの安心な暮 らしづくり	子どもの安全を守る活動の推進 子どものための遊び場の充実
			みんなで支える子 育て環境づくり	地域での子育て支援ネットワークづくり 世代間交流の促進
			子どもの教育環境 の充実	幼児(就学前)教育の充実 家庭や地域と連携した教育力の強化 相談体制の充実
	心豊かでたくま しい子どもを育 むまちをつくり ます	みんなで子どもの 健康な心や体をつ くりまします	健康な体づくり	学校保健の充実 生活習慣の定着と食育の充実
			青少年の健全育成	青少年を健やかに育む環境づくり 青少年が活躍できる場づくり
			児童・生徒の確か な学力の育成	優れた教職員の育成 わかる授業の推進 特別支援教育の充実 自ら学ぶ力の育成
		子どもの学びの意 欲を育む学校をつ くりまします	創造性や社会性を 育む学校教育の推 進	特色ある学校づくり 人権教育の推進 豊かな心や人間関係を築く力を育む教育の推進
			学校施設の充実	学校規模の適正化 校舎などの耐震化 学校施設・設備の充実

基本政策－1 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくりまします

【基本方針】

- ・「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の質の向上、量の確保に努めるなど、子育て支援環境を充実するとともに、母子の健康づくりを支援し、子どもを健やかに産み育てることのできる環境をつくりまします。
- ・地域の子育て力を向上させ、“親育ち”を支援するとともに、地域の中で子どもが安全でのびのびと育つ環境をつくり、子どもを安心して、楽しく育む家庭や地域をつくりまします。

基本施策1－1 子育て支援環境の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績(見込み)		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	ファミリー・サポート・センター登録人数	人	235人	492人	485人	400人
		達成率	59%	123%	121%	100%
1	地域子育て支援事業実施箇所数	箇所	5箇所	5箇所	5箇所	拡充
		—	—	—	—	—
1	子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」へのアクセス月間件数	件	—	12,241件	11,616件	13,000件
		達成率	新設	94%	89%	100%
1	安心して楽しく子育てが出来ると感じる人の割合	%	—	26.2%	35.5%	30%
		達成率	新設	87%	118%	100%
2	保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができてきていること(市民の評価点)	5段階	2.50	2.62	2.72	4.00
		達成率	63%	66%	68%	100%
2	一時預かり事業の確保数	人	—	9,376人	13,165人	28,529人
		—	新設	—	—	—
2	保育(2号・3号認定)に係る待機児童数(4月1日現在)	人	—	33人	17人	0人
		—	新設	—	—	—
3	子どもが健やかに育つことのできる環境であると感じている人の割合	%	—	19.7%	26.8%	30%
		達成率	新設	66%	89%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 子育て支援サービスの充実

27年度に策定した門真市子ども・子育て支援事業計画において、なかよし広場及び地域子育て支援センターを地域子育て支援拠点事業と位置づけ、公立保育所3園を含めて市内5箇所において、子育て支援に関するプログラム等を定期的を実施するとともに、市内の公園または公共施設において「あおぞら保育」を月2回程度（年24回）実施し、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて相談、情報提供等ができる環境を整備した。

27年度に在宅の子育て家庭や認可保育施設の待機児童などの子育て環境の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病児保育事業、簡易保育施設の月利用の4つのサービスで利用可能な門真市子育て応援券を小学校3年生までの子を対象に1,821人に発行し、子育てに係る経済的負担の軽減を実施した。

ファミリー・サポート・センター事業においては、29年度に対象年齢を小学校3年生までから6年生までとし、子育て世帯の育児負担の軽減を図った。

また、子育て応援ポータルサイトについては、庁内各課に掲載権限を付与し、新着情報等の掲載件数を増加し、情報発信に努めた。

すべての子どもが質の高い幼児教育・保育・療育を受けることができる環境を整えるべく、国の施策に先立ち、平成29年度より、まずは5歳児の幼児教育等に係る利用者負担額の無償化を実施した。

主な実施施策2 保育サービスの充実

保育対象児童数の状況を見極めつつ、定員を超える入所について、国の規定に基づく入所定員の弾力的運用により対応を図ってきた。また、保護者ニーズに対応し、一時預かり事業（一般型または幼稚園型）は、私立認定こども園9園すべて、私立保育所7園のうち2園、公立幼稚園2園すべてで実施した。

延長保育事業については、私立認定こども園8園、公立保育所3園すべて、私立保育所7園すべて、私立小規模保育事業所5園のうち4園※で実施し、休日保育については私立認定こども園及び私立保育所それぞれ1園で実施した。

病児保育事業及び病後児保育事業については、それぞれ1施設で実施した。

平成27年度以降保育定員拡充事業を実施し保育定員の確保に取り組んできた。その結果、平成30年4月現在400人の保育定員を確保することができた。

また、29年度には、公立保育園と幼稚園の老朽化への対応、子ども・子育て支援新制度における就学前の質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を図るため、公立保育園1園と公立幼稚園1園を統合し、認定こども園として整備した。

※保育標準時間認定にかかる延長保育事業実施箇所数

主な実施施策3 児童の健全育成の支援

放課後児童クラブについては、就労形態の多様化などにより入会児童数が増加する中、24年度に専用棟を新築、27年度に門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を施行、29年度に学校長と教室利用に係る協定を

締結するなど、利用ニーズに対応した教室の確保、規則改正によるクラブの増設等により、利用者の環境の維持・向上を図るとともに、待機児童の解消に努めてきた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 子育て支援サービスの充実

31年度に開設する新たな地域子育て支援センターについて、子育て中の親子が気軽に集い交流する場として整備し、市北部地域の子育て支援拠点の充実を図る。また、子育て全般にわたる相談機能を整備し、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うため、関係部局と連携し、体制の整備を進める。

主な実施施策2 保育サービスの充実

女性の就業率の増加等による今後の保育ニーズの動向を見極めながら、待機児童の解消や、子育て支援の充実に取り組む必要がある。

(次期) 門真市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者ニーズに応じた保育サービスの提供や保育の質の向上に努める

主な実施施策3 児童の健全育成の支援

放課後児童クラブについては、引き続き、待機児童ゼロをめざす。

基本施策1-2 母子保健の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績(見込み)			目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度	
1	乳幼児健診率(4か月児健診)	%	90%	88.6%	91%	95%	
		達成率	95%	93%	96%	100%	
2	0歳から小学校6年生まででかかりつけ医を持っている人の割合	%	78.6%	86.4%	88.7%	83%	
		達成率	95%	104%	107%	100%	

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 子どもや母親の健康づくりの支援

21年度より妊婦健康診査の公費負担が、3回から14回に拡充し、公費負担額は3万5千円となった。その後、23年度に62,290円、26年度に10万円に増額し、受診環境の整備に努めた。また、29年度に妊婦歯科健康診査を開始した。

また、28年度より、妊娠届出の窓口を健康増進課に一本化したことに伴い、専門職による全数面接を行って、妊婦の不安や悩みを傾聴し、必要な妊婦に対して早期の支援を実施している。

乳幼児健康診査の受診率は、徐々に上昇しているものの、4か月児健診は、北河内内で低めの状況である。1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診は大阪府平均より低いが、北河内平均程度である。

こども医療助成制度については、対象年齢を段階的に拡大し、平成29年10月より、通院・入院とともに18歳の年度末までの児童に対し、医療証による医療費の一部助成を実施している。

主な実施施策2 小児医療の充実

小児の初期救急体制として、平成22年11月より北河内7市で協同運営をしている北河内夜間救急センターを寝屋川市から枚方市へ移転したことにより、夜間の小児初期救急医療機関を効率的に運営できる体制となった。移転と同時に、診療時間が深夜帯まで拡大され、1次救急の体制づくりの充実を図った。

また、「保健事業のご案内」やチラシ配布、ポスター掲示により、夜間の小児救急電話相談などの啓発を行うとともに、乳幼児健診などにおいて保護者に事故防止の啓発をしている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 子どもや母親の健康づくりの支援

妊娠が判明したら速やかに妊娠届出に来所するとともに、妊婦健康診査を適切に受診することができるよう、さらなる周知啓発に努める。

乳幼児健康診査は、乳幼児の健やかな発育・発達を確認する場であり、また、児童虐待の観点からも重要であることからさらなる受診率の向上を図る必要がある。また、未受診者の中には、居所不明児童等虐待のリスクも含まれ、未受診者の把握も引き続き課題である。

こども医療費助成の対象年齢については、医療証による助成を通院・入院ともに大阪府内でも先進的な水準である18歳年度末まで拡大しており、一定の水準まで達しているが、今後は制度の周知など利用しやすい制度実施に努める必要がある。

主な実施施策2 小児医療の充実

北河内夜間救急センターが北河内医療圏の北部に位置したことにより、利便性が低下している。そのため、移設を機に、北河内救急医療協議会において、南部の小児救急医療を補完する体制として、大阪市内の専門病院を小児救急協力医療機関として位置づけ必要時に適切な利用となるよう周知している。

また、受診の必要性等の相談に対応する小児救急電話相談と事故防止の利用について引き続き啓発を行う必要がある。

基本施策1-3 援助が必要な家庭の支援

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	要保護児童連絡調整会議における連携する組織及び構成団体の数	団体	新設	36団体	36団体	25団体
		達成率		144%	144%	100%
2	高等職業訓練促進給付金の給付人数	人	新設	5人	6人	8人
		達成率		63%	75%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 相談体制の充実

門真市要保護児童連絡調整会議において関係機関との連携を密にしながらケースへの支援体制を構築し、対象児童やその保護者の相談に応じている。

主な実施施策2 ひとり親家庭などへの自立支援

平成28年3月に「第3次ひとり親家庭等自立促進計画」を策定、また同年4月に

「門真市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を制定し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を目指した取り組みを実施。国の動向も鑑みながら、高等職業訓練促進給付金や教育訓練給付金についても給付内容の拡充を行った。大阪府が実施する貸付の手続きも実施する等、ひとり親家庭の生活支援を実施している。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 相談体制の充実

児童虐待の予防や早期発見・早期対応が実施できるよう、支援体制の充実に努める。また、関係機関との連携強化を図り、専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までの機能を担う拠点の強化など、必要な支援へ繋がられる体制作りを実施する。

主な実施施策2 ひとり親家庭などへの自立支援

自立支援員による相談事業や資格取得のための給付金など、ひとり親家庭の生活安定に向けた支援体制の充実に努める。

基本施策1-4 子どもの安心な暮らしづくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	「子ども110番の家」協力家庭数	件	762件	788件	511件	1,000件
		達成率	76%	79%	51%	100%
1	キッズサポーターの登録者数	人	1,823人	890人	786人	1,400人
		達成率	130%	64%	56%	100%
1	青色防犯パトロール対応公用車両数	台	—	11台	13台	15台
		達成率	新設	73%	87%	100%
2	校庭開放への参加率（のべ参加者数/全児童数）	%	—	203%	162%	180%
		—	新設	—	—	—

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 子どもの安全を守る活動の推進

通学路の安全確保のために交通専従員の配置及び看板の設置を行っている。また、学校、行政、警察、保護者が合同で危険個所の点検を行っている。小・中学校において交通安全教室等を実施した。

学校・地域・保護者等から、信号や歩道、横断歩道等の設置の要望があれば、その必要性を確認しながら、関係部署とも連携・調整を行いながら警察に対応を要望している。

子ども見守り隊の活動は平成24年度に終了している。

平成25年度に、キッズサポーター協力者名簿を精査した結果、大幅な減少となった。

また、学校に現状と今後の課題について聞き取りを行った結果、高齢化等により協力者が減少している。

平成27年度よりキッズサポーターの登録者数の拡充及び周知を目的としたキッズサポーター通信の発行を開始した。1学期に1号発刊し、全児童、自治会、民生委員、保護司会を対象に配布している。また地域の要望に併せてキッズサポーター説明会を実施している。

市と包括連携をしている枚方信用金庫からキッズサポーターの登録があり、平成29年度8月より活動に参加していただいている。

主な実施施策2 子どものための遊び場の充実

児童の安全な遊び場が不足している本市において、各小学校区に設置している校庭開放運営委員会との調整を図りながら、各校の運動場を年間最低50回開放することを目標に実施し、児童の安心な暮らしづくりに努めた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 子どもの安全を守る活動の推進

推計では、今後各学校の児童・生徒数は減少する傾向にあり、それに伴う学校の統廃合も必要となってくる可能性も高い。校区が広がることによって通学路が遠距離になり、児童・生徒が事故・事件に巻き込まれることがないように、より安全に配慮することが必要となる。交通専従員やキッズサポーター等の一層の充実と、地域の協力が必要であると考えます。

主な実施施策2 子どものための遊び場の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、子どもが安心して遊べる場所の確保を継続して行うことが必要である一方、管理指導員の高齢化、夏場の急激な気温上昇に伴い、年間50回程度、開放することが困難であるため、新たな方法の検討が必要である。

基本施策1-5 みんなで支える子育て環境づくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	市内に主たる事務所を置く子育てNPO法人団体数	団体	9団体	13団体	17団体	15団体
		達成率	60%	87%	113%	100%
2	世代間交流の件数	件	50件	82件	84件	80件
		達成率	63%	103%	105%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 地域での子育て支援ネットワークづくり

地域子育て支援拠点事業であるなかよし広場のフリールームを貸し出し、サークル活動の支援を行うとともに、子育てサークルが活動する公共施設に子育てイベントの情報を周知した。

また、キッズカーニバル事業において、子育て支援活動を実施する市民や、子育て支援関係団体等の代表者等による実行委員会を結成し、企画運営を行うことにより、子育て支援関係団体の連携を促進した。

主な実施施策2 世代間交流の促進

各学校においては特に小学校で、地域の高齢者との交流が行われている。昔遊びや季節行事での交流を中心に、民生委員や老人会等地域の協力も受けながら、各校の教育課程上の教育活動として、それぞれ工夫されながら行われている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施策1 地域での子育て支援ネットワークづくり

引き続き自主的に地域子育て活動を実施できるよう働きかけ、子どもたちの育ちを見守る体制づくりに努める。

主な実施策2 世代間交流の促進

各学校では、新学習指導要領を適切に実施していくことが最も重要な課題となっていることから、市の総合計画を意識して世代間交流を行うことは難しい現状があるが、幼稚園・保育所等就学前施設においては、年間行事や毎月の行事として世代間交流を計画的に実施しており、地域子育て支援事業の中でも、意識的に交流の場を設けるように努めている。実施回数については、園によりばらつきがあるため、今後、全体的に増やしていくよう努めていく。

基本政策ー2 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

【基本方針】

- ・家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などが連携・協力して子どもたちの教育力を高めるとともに、学校等における保健活動や給食を充実し、食育を進めるなど、社会全体で青少年を健やかに育み、子どもの健康な心や体をつくります。
- ・優れた教職員の育成や子どもの学習習慣の定着などにより、子どもの基礎学力の向上を図るとともに、創造性や社会性を育む教育や学校施設を充実し、地域、保護者との連携を深めながら、子どもの学びの意欲を育む学校をつくります。

基本施策2ー1 子どもの教育環境の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	就学前教育・保育の総合的なカリキュラムに基づく教育・保育の実施設数	園	新設	0園	0園	5園
		達成率		0%	0%	100%
2	学校支援地域本部事業の活動状況	—	一部実施	全中学校区で実施	全中学校区で実施	継続実施
3	不登校児童・生徒数（千人率）	%	12.7%	26.8%	24.5%	11%
		—	—	—	—	—

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施策1 幼児（就学前）教育の充実

23年度に策定した門真市幼児教育基本計画に基づき、25年度末に公立幼稚園を4園から2園に再構築するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を強化し、29年度に門真市就学前教育・保育共通カリキュラムを策定した。

各地域における保育所、幼稚園及び小学校の連携に加え、22年度より門真市保幼小中合同研修を実施し、幼稚園及び保育所の公開保育への小・中学校教員の参加やグループ討議などを通じ、小学校への接続を見据えた本市の就学前教育の研究・改善に努めている。

主な実施策2 家庭や地域と連携した教育力の強化

「学校支援ボランティア制度」を設け、地域住民等のボランティアの募集、活動

の推進を図ってきた。

教員の教育活動以外の業務を地域住民等のボランティアが支援し、学習支援、部活動支援、花壇の整備、図書室の支援など、地域の力と学校のニーズをマッチングして学校の教育活動を支援している。

主な実施施策3 相談体制の充実

平成23年度からは、校長経験者のスクールアドバイザーが保護者、市民、学校からの教育相談に対応している。

平成25年度からは、子ども悩み相談サポートチーム（カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員、相談員等）が児童・生徒やその保護者等からの悩みの相談に応じるとともに、学校と連携し、ケース会議を実施する等の対応を行い、不登校や問題行動の課題解決を図っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 幼児（就学前）教育の充実

（次期）門真市子ども・子育て支援事業計画の方針に基づき、関係部局間の連携を強化し、さらなる就学前の教育・保育と小学校の円滑な接続を研究する必要がある。

主な実施施策2 家庭や地域と連携した教育力の強化

地域社会全体で子どもを育む体制づくりを推進する。

学校支援活動をさらに広げるため、学校支援ボランティアの増加と取組内容の拡充、学校との連携の更なる強化を図る。

主な実施施策3 相談体制の充実

不登校・暴力行為・その他の問題行動については、各学校での開発的生徒指導を推進していくとともに、家庭環境の安定と児童・生徒・保護者の精神的な安定を目指し、解決につなげていくことも重要である。特に暴力行為の低年齢化への対応は不可欠である。また、虐待等への対応について、必要な手段を必要なタイミングで適切に講ずることができるよう、関係機関との連携も引き続き十分に行っていく必要がある。

基本施策2-2 健康な体づくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	学校保健委員会に保護者が参加している学校の割合	%	新設	50%	60%	100%
2	朝ごはんを毎日食べる子ども（小6）の割合（大阪府平均に対する本市の割合）	%	95.7%	91.3%	89.1%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 学校保健の充実

学校保健に関する研修の充実や情報提供等を行い、性に関する指導や、健康づくりの推進を行うとともに、健康診断等をとおして子どもの健全発達に努めた。

全ての学校で学校保健委員会を開催することができた。

主な実施施策2 生活習慣の定着と食育の充実

府教育庁の事業「3つの朝運動」をとおして、朝食摂取率の向上を図り、朝のあいさつ運動等を行った。給食委員会等での啓発活動、児童会・生徒会による朝のあいさつ運動等に取り組み、基本的な生活習慣の定着を図った。

全校において「食に関する指導全体計画」を作成し、門真市栄養教職員による出前授業もしくは「食育」のための教材、資料等の提供、各校での食育推進のための助言等を行った。

子どもたちでも簡単に朝ご飯が作れるよう「めざせ！朝ごはん名人～だれでもすぐできる朝ごはんレシピ集～」を毎年6年生対象に配付するとともに、門真市給食選手権を実施し、各学校における子どもたちの食育推進の機会とした。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 学校保健の充実

学校保健委員会への保護者参画等の充実も含め、組織的に学校保健活動が推進されるよう、活性化を図っていくことが重要である。

主な実施施策2 生活習慣の定着と食育の充実

生活習慣の定着や食育については、家庭が主体となっていく部分も大きい。保護者の意識を高める必要があり、小・中学校の取組だけで改善できることではないため、保護者への啓発についても推進していく必要があると考えられる。

基本施策2-3 青少年の健全育成

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	少年補導センターの設置	—	未設置	設置	設置	実施
2	「青少年の主張」の参加率	%	30.5%	47%	41%	50%
		達成率	61%	94%	82%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 青少年を健やかに育む環境づくり

大阪府が昭和59年に制定した「大阪府青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害な環境から保護する取り組みのための大阪府青少年環境実態調査に協力し、有害環境の排除啓発を実施した。

青少年の健全育成のため、青少年指導員による校区の定期的な巡回パトロールを実施。毎月1回各校区代表者会議開催、また年に1回講演会などの研修会を実施し、各校区における問題解決や情報交換を行っている。

平成24年度からは門真市少年補導ネットワーク事業に全面協力するなど、校区内以外の活動にも積極的に取り組んでいる。

図書室開放、合宿など各校区学校支援地域本部で特色のある取り組みを実施し、子どもたちの居場所や環境づくり、学校への支援を行ってきた。

主な実施施策2 青少年が活躍できる場づくり

青少年の健全育成に寄与するという観点から、門真市子ども会育成連合会の実施

する各種スポーツ大会や子ども会フェスティバル等の子ども会活動の活性化を推進してきた。

P T A協議会が実施する「研究発表大会事業」「生活指導委員会講演会事業」を支援し、市内各单位P T Aの実践報告及び情報交換により交流を深め、P T A活動の充実・発展を図る。

「青少年の主張」への応募率を高めることは、作文を書く機会を作り、自らの考えを表現する機会につながるため、継続実施する必要がある。また、スポーツを通じた青少年の健全育成という観点から、市内で行われる青少年を対象としたスポーツイベントへの支援をはじめ、青少年を中心とした団体の活動に対して施設の使用料の減免など、青少年が活躍できる場づくりを推進してきた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 青少年を健やかに育む環境づくり

調査により有害な環境の実態を明らかにし、青少年を保護するため、引き続き有害環境の排除を実施していく必要がある。

青少年指導員の活動量が各校区によりバラつきがある。また、青少年指導員の定数が満たしていないなど、指導員の確保が課題である。

主な実施施策2 青少年が活躍できる場づくり

「青少年の主張」について応募率が低下しているが、大阪府においても中学生を対象に同様の事業を実施しているため、対象者については再検討する必要がある。

基本施策2-4 児童・生徒の確かな学力の育成

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	研究授業実施延べ人数比率（各校平均）	%	43%	71%	70%	80%
		達成率	54%	89%	88%	100%
2	生徒の自発的な発言や活動を大切にしている学校比率（中学校）	%	57%	83%	100%	90%
		達成率	63%	92%	111%	100%
2	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率に対する門真市平均正答率の割合（門真市平均/全国平均）	小学校	新設	89.7%	86.8%	100%
		中学校		87.1%	88.1%	100%
3	個別の教育支援計画作成率（通常学級在籍）	%	23%	100%	100%	100%
		達成率	23%	100%	100%	100%
4	サタスタ事業の実施校数	—	新設	全校実施	全校実施	継続実施
4	まなび舎kidsの年間延べ参加人数	人	新設	6,755人	8,126人	7,000人
		達成率		97%	116%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 優れた教職員の育成

小中学校の主要教科の授業づくり研修を実施し、参加者が学習指導案を作成し、模擬授業を行うなどの形式で研修を行った。その指導案をもとに研究授業を実施する学校もあり、活用度の高い研修となっている。

市内全校では組織的に校内研究が実施され、研究協議を伴う研究授業が行われている。教師主導の授業から子ども主体の授業へと授業の改善も進んでいる。また、教育委員会指導主事が各校の研究授業に参加し、学校と連携しながら授業改善も進めることができた。

主な実施施策2 わかる授業の推進

平成24年度の学力向上対策委員会の提言の一つである「授業の改善」に向け、門真市版授業スタンダードを作成し、各小・中学校で活用を進めた。また、授業づくり研修等を実施しながら、児童・生徒主体の授業づくりの在り方について教職員が学べる機会を提供してきた。

「きめ細かな指導を実現する35人学級事業」を通して、小学校5・6年生、及び中学校1年生に対する本市独自の35人学級制度を実施し、児童・生徒が安心して過ごせる教育環境づくりに努めた。

主な実施施策3 特別支援教育の充実

各校において、支援教育コーディネーター、支援学級担任による専門性を生かした指導を継続的に行えるような学校体制づくりを進め、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行った。

主な実施施策4 自ら学ぶ力の育成

「門真市版家庭学習の手引き」を作成し、全教職員に配付するとともに、市PTA協議会と協同作成した「門真市学びのススメ」を市内小中学校児童生徒の保護者に配付するなど、家庭学習の定着を図った。

「かどま土曜自学自習室サタスタ」を、市内全小・中学校で実施し、「まなび舎Kids」を22年度は市内3小学校、24年度は市内4小学校、25年度は市内8小学校、29年度からは市内9小学校に実施校を拡充して実施することで、児童・生徒の自学自習の機会を提供した。また、平成28年度からは両事業において、学習のきっかけづくりとなるような体験型のプログラムを実施し、自学自習だけでなく多様な学習の機会を提供した。

「まなび舎Youth」事業を全中学校で実施している。自学自習の習慣を定着化させるため、生徒の理解度に合わせた支援を行っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 優れた教職員の育成

授業スタンダード及び授業づくりベーシック等を各校が活用し、新学習指導要領に基づいた授業づくりを学校ができるように支援を行うことが必要である。

主な実施施策2 わかる授業の推進

門真市版授業スタンダード及び今後作成予定の授業づくりベーシックを積極的に活用し、小・中学校において児童・生徒が自ら考え、表現し、意欲的に学び合う授業について研究を行い、授業改善を推進していく必要がある。

35人学級については、「魅力ある教育づくり審議会」における答申に基づき、今後の在り方について検討していくことが必要である。

主な実施施策3 特別支援教育の充実

今後も校内支援体制を充実し、必要に応じた研修と通した支援教育に関する専門性の向上や支援を要する児童・生徒に合った指導方法の工夫改善を進め、こども発達支援センター・健康増進課等、関係機関との連携を推進することで、より適切な

指導・支援が行われるようにする。

主な実施施策4 自ら学ぶ力の育成

さまざまな創造性や社会性を育む学校の環境整備については引き続き検討すべきと考える。

自ら学ぶ力の育成は学校だけでできることではなく、家庭における指導や地域の働きかけも重要である。学校から与えられる適切な量と内容の課題と合わせて、児童・生徒が家庭で自主的に行う家庭学習を確実に習慣づけて行えるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となって取組を推進していくことが必要である。時には、厳しい状況にある家庭に対し、福祉的な支援も必要となる可能性もある。

基本施策2-5 創造性や社会性を育む学校教育の推進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	「中学校英語プレゼンテーションコンテスト」の参加率	%	新設	39.5%	41.9%	25%
		達成率		158%	168%	100%
1	公立小中学校の教育内容や学校施設等が良いと感じる人の割合	%	新設	36.3%	35.5%	70%
		達成率		52%	51%	100%
2	各校における人権問題に係る研究授業の実施	—	新設	15校実施	14校実施	全校実施
3	道徳教育の充実	—	道徳教育推進教師会議の 立ち上げ	小・中20校において公開 授業や研修等を実施	小・中20校において公開 授業や研修等を実施	道徳教育授業の全校実 施
3	小学校・中学校の学校図書館の一人当たりの年間貸出点数	冊	新設	15冊	18冊	30冊
		達成率		50%	60%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 特色ある学校づくり

教育研究指定校となった学校では、公開研究会の実施や研究集録の作成等により研究成果を市内に広く公開し、発信することをおして、本市全体の教育研究を発展させ、児童・生徒の学力向上に寄与することができた。また、教職員の校内研究活動に関する意識の統一や研究体制の確立、学校組織の改善、意識や意欲の向上等、学校の研究活動が進んだ。

主な実施施策2 人権教育の推進

人権教育指導・研究用のDVD教材や資料等を充実させ、学校に対して情報提供や活用方法を周知した。

ワークショップやグループ・エンカウンター等を行うなど、参加体験型の人権教育を進めた。

主な実施施策3 豊かな心や人間関係を築く力を育む教育の推進

各校において児童・生徒の発達段階及び各校の課題にあった社会体験学習や道徳教育を進めた。保・幼・小・中の連携を進め小学校就学時、中学校進学時の段差解消を目指し、異年齢交流学習や教職員合同研修等を行った。

また、学習指導要領改訂に伴う道徳の教科化に伴い、各校で道徳科の指導と評価が適切に行われるよう、道徳教育に関する研修を実施した。

子どもたちの豊かな感性や情緒を育むため、読書活動の充実に取り組んだ。学校図書館施設の整備をはじめとして平成29年には市内全小・中学校に学校図書館司書

を配置し、子どもたちの読書環境を整備し、本に触れる機会の増加を図っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 特色ある学校づくり

特色ある校内研究活動が活性化するよう、研究指定校事業や教育課程研究活動事業を通して各校を支援していく必要がある。また、新学習指導要領に基づいた授業を各校が推進し、子どもたちの主体的・対話的で深い学びにつながるよう、取組を推進していくことが必要である。

主な実施施策2 人権教育の推進

引き続き、各校における人権教育を推進するとともに、新たな人権課題についても常に情報収集に努め、有効な教材や指導方法について教職員研修等を充実しながら、豊かな人権感覚を持った児童・生徒の育成を図っていくことが重要である。

主な実施施策3 豊かな心や人間関係を築く力を育む教育の推進

豊かであたたかい人間関係づくりや、思いやりの心を育むための各学校の様々な取組を支援し、道徳教育や体験学習等が各校で積極的に行われるようにすることが必要である。

また、学校図書館司書を引き続き活用し、子どもたちの読書活動を支援し、読書習慣の定着につなげていくことが必要である。

基本施策2-6 学校施設の充実推進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	適正規模の学校の割合	%	86%	85%	80%	100%
		達成率	86%	85%	80%	100%
2	小・中学校施設耐震化率	%	33.7%	100%	100%	100%
		達成率	34%	100%	100%	100%
3	新JIS 規格の机・椅子の整備校数	小学校	6校	12校	全校	全校
		中学校	6校	全校	全校	全校

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 学校規模の適正化

学校適正配置事業により北小学校と浜町中央小学校を統合し、門真みらい小学校を新たに設置した。また、第一中学校と第六中学校を統合し、門真はすはな中学校を設置した。門真市学校適正配置審議会の答申をふまえた学校の適正規模については、少子化等の影響により29年度末で達成率は、80%となっている。

主な実施施策2 校舎などの耐震化

平成22年度に5校、平成23年度に4校、平成24年度に4校耐震改修を行い、平成24年度工事を以って全門真市立小中学校の耐震化率100%を達成した。

主な実施施策3 学校施設・設備の充実

毎年入学前に教育総務課と学校教育課と連携し、障がいのある児童・生徒の把握をし、何が必要か学校、市教育委員会、保護者、児童・生徒と現地で協議を行い、入学前に整備している。

「わかる授業」「魅力的な授業」をめざし、学習目標を効果的に達成するための手

段として、コンピュータ（タブレット型PCを含む）や電子情報ボードなどの整備を行ってきた。小・中学校にICT活用及び普通教室・PC教室でのICT教育の推進することができた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 学校規模の適正化

門真市魅力ある教育づくり審議会においても学校再編を含めた学校施設の改善が議論されており、審議会の最終答申を踏まえて、引き続き、慎重に校区の状況児童生徒数の変化等を調査・研究していく。

主な実施施策2 校舎などの耐震化

なし

主な実施施策3 学校施設・設備の充実

引き続き、障がいのある児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう今後も整備を続ける。

新たに導入したICT機器を授業で活用できるよう、わかる授業づくりに活かせるICT研修を推進し、授業におけるICTの活用度を高めていく。

また、特別教室や多目的教室などの整備が今後の検討課題である。

○基本目標－3 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち

人もまちも元気なまちは、安全・安心で快適な暮らしの基盤が整っているまちです。

みんなで犯罪や事故がなく、人命を守り、災害に強いまちをつくとともに、「いつまでも住み続けたい」と思う安全・安心で快適に暮らせる明るいまちをつくりまします。

まちづくりの基本目標	基本政策 (施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策	
基本目標－3 安全・安心で 快適に暮らせる 明るいまち	安全で安心な 暮らしを育む明 るいまちをつくり まします	犯罪や事故がない まちをつくりまします	防犯対策	防犯思想の普及・啓発と地域の自主防犯活動の育成 明るいまちづくり	
			交通安全対策	交通安全意識の高揚 交通安全のための環境づくり	
			消費生活対策	消費者意識の高揚 消費者保護対策	
		火災や事故から人 の命を守るまちを つくりまします	消防体制の充実	火災予防(防火)意識の高揚 消防力の向上	
			救急体制の充実	救急・救助体制の充実 救命対策の充実	
			危機管理と災害時 対策	危機管理体制の充実 災害情報伝達機能の強化	
		みんなの命を大切 に守る災害に強い まちをつくりまします	市民の自主防災の 強化	自主防災意識の高揚 自主防災組織の育成支援	
			地震や治水対策の 強化	建物の耐震改修の促進 治水対策の強化	
			便利で快適な暮らしを 支えるまちなかの 基盤をつくりま します	まちの顔づくり	シンボルゾーンの整備 北部地域の災害に強いまちづくり 第二京阪道路沿道の市街地整備
				快適に暮らせる生活 基盤の整備	上水道整備と適正な管理・運営
		下水道・水路整備と適正な管理			
		ごみ・し尿処理の適正な処理と施設管理			
	道路・交通網の充 実	幹線道路の整備 生活道路の整備 公共交通サービスの充実 駅前広場などの整備			
	歩いて暮らせるまち づくり	歩行者や自転車の道の整備 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進			
	いつまでも快適に 定住できるまちな かの環境をつくり まします	計画的なまちづくり		都市計画によるまちづくり 開発事業に対する適切な指導	
		住宅・住環境の整 備		良好な住環境の誘導	
				市営住宅の管理と改善整備 府営住宅の改善整備	

基本政策－1 安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくりまします

【基本方針】

- ・犯罪や交通事故、悪質な販売方法や契約トラブルなどについて、注意を呼びかけ、見守りを強化するとともに、事故の危険がある場所を改善し、犯罪や事故がないまちをつくりまします。
- ・火事を起こさないように、注意を呼びかけるとともに、消防や救急・救助体制の充実、AEDの設置場所と使用方法の普及に努め、火災や事故から人の命を守るまちをつくりまします。
- ・あらゆる危機への管理や地震、水害などの対策を進めるとともに、市民自ら「自分の命は自分で守る」という意識の高揚や地域での自主防災体制を強化し、みんなの命を大切にする災害に強いまちをつくりまします。

基本施策1-1 防犯対策

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	犯罪などに巻き込まれない安心できる環境ができていくこと（市民の評 価点）	5段階	2.37	2.47	2.54	3.50
		達成率	68%	71%	73%	100%
2	防犯カメラの設置台数	台	新設	208台	254台	200台
		達成率		104%	127%	100%
2	LED型防犯灯の設置率	%	新設	60.0%	77.0%	99.3%
		達成率		60%	78%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 防犯思想の普及・啓発と地域の自主防犯活動の育成

従来、駅前や商業施設、公共施設の駐車場などで実施していた防犯キャンペーンを、平成25年度より、市内全域で実施できるよう、小学校の体育館を利用して、地域の校区の自治会、防犯支部、警察と協働で実施した。

平成28年度から、自治会に対する防犯カメラの補助金を、保守費用を含むリース契約による設置に対してのみに切り替えた。

防犯灯の設置補助については、平成25年度からLED型防犯灯に対する補助に変更した。平成29年度末時点で市内防犯灯LED化率は約77%となっており、今後も地域からの要望に応じて補助を行いLED化率の向上を目指す。

主な実施施策2 明るいまちづくり

自治会で管理している防犯灯について、LED化を進めることで、電気料金の費用負担軽減にもつながっている。センサー付き防犯灯については、企業の製造中止により新たな設置は行っていない。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 防犯思想の普及・啓発と地域の自主防犯活動の育成

今後は犯罪の発生状況を鑑み、その時に応じた防犯対策が必要とされる。防犯カメラについては、地域からの設置要望が未だ多数あるため、「門真市防犯対策アクションプラン」の効果検証を行い、新たな方針を定める。

主な実施施策2 明るいまちづくり

防犯灯LED化は、地域の状況を鑑みながら進める。

基本施策1-2 交通安全対策

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	子ども自転車運転免許証交付講習会の開催校数	校	9校	13校	13校	全校
		達成率	45%	65%	65%	100%
1	交通安全講習会の年間開催回数	回	13回	12回	12回	18回
		達成率	72%	67%	67%	100%
2	交通事故年間発生件数	件	785件	486件	467件	550件
		31年度比倍率	1.43	0.88	0.85	1
2	上記のうち歩行者の交通事故の件数	件	新設	34件	40件	30件
		31年度比倍率		1.1	1.3	1
2	上記のうち自転車の交通事故の件数	件	新設	147件	159件	190件
		31年度比倍率		0.77	0.84	1

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 交通安全意識の高揚

「門真市交通安全推進協議会」を主体とした、春と秋に実施される全国交通安全運動の期間中に、駅前啓発キャンペーン等を行っている。その際には、市内幼稚園児やボーイスカウトに参加を要請し、協力を得ている。また、門真警察署と連携した随時の啓発キャンペーンも展開している。

市内小学校においては、こども自転車運転免許証交付講習会を開催し、自転車の乗り方や交通ルールの講習を行っている。

主な実施施策2 交通安全のための環境づくり

通学児童の交通死亡事故や、高齢者の増加に伴う事故件数の増加が問題となる中、歩道の新設や拡幅などの改良、道路照明灯や道路反射鏡の整備などに努めてきた。

信号機、横断歩道の設置については、地元自治会等からの要望を受け、門真警察署等の関係機関へ相談および要請を行っている。

また、平成28年4月に「大阪府自転車条例」が施行されたことに伴い、全国交通安全運動期間中の啓発イベントはもちろん、自治会等に出向いて「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」と「自転車保険への加入義務化」の周知を行っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 交通安全意識の高揚

幅広い層の市民への交通安全啓発についての周知方法を検討していかなければならない。

主な実施施策2 交通安全のための環境づくり

「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」および「自転車保険への加入義務化」の周知を行っていく必要がある。

歩行者や自転車の安全確保に向け、可能なところから歩道やその他交通安全施設の整備を進めていく必要がある。

基本施策1-3 消費生活対策

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位		28年度	29年度	
1	消費生活講座の年間開催回数	回	2回	2回	2回	2回
		達成率	100%	100%	100%	100%
1	課題別出前講座の年間開催回数	回	6回	26回	30回	24回
		達成率	25%	108%	125%	100%
2	消費者相談解決率	%	86.1%	89.2%	89.9%	92.0%
		達成率	94%	97%	98%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 消費者意識の高揚

平成23年4月、機能強化のため独立機関として消費生活センターを開設するとともに、相談スペースやリーフレットラックの増設を図り、機能の充実に努めた。

主な実施施策2 消費者保護対策

国の地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金並びに国等が実施

する相談員研修講座等による支援を積極的に活用した。

また、国民生活センターや大阪府等との情報を共有するため、PIO-NETシステム、府マスタープラン回線接続により国・府と連携を行い、消費者被害の救済、早期解決、未然防止など充実に努めた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 消費者意識の高揚

今後も消費者被害の増加が予想され、その防止のために状況に応じた情報発信や出前講座の開催などの他、警察や消費者団体、地域団体などと協働した街頭キャンペーンなどさらなる啓発活動を強化することが求められている。

主な実施施策2 消費者保護対策

特殊詐欺や悪質商法などの被害が後を絶たないため、関係機関と連携し、さらなる被害の未然防止対策が必要である。消費者の中でも特に被害の多い高齢者や障がい者に対して、福祉団体や関係機関などとも連携した見守り活動が必要である。

基本施策1-4 消防体制の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	火災年間発生件数	件	44件	20件	32件	減少
		—	—	—	—	—
2	公設消火栓設置箇所数	箇所	1601箇所	1,634箇所	1638箇所	1641箇所
		—	—	—	—	—

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 火災予防（防火）意識の高揚

守口市門真市消防組合及び消防団と連携し、火災予防（防火）意識の高揚を図った。

守口市門真市消防組合と連携し、予防措置の徹底と自主保安体制の整備の促進を図った。

主な実施施策2 消防力の向上

平成25年度に高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線を整備するなど、守口市門真市消防組合において災害時における消防力の向上を進めた。

「防災・消防体制のあり方連絡調整会議」などを通じて、守口市門真市消防組合における今後の組織体制のあり方などについて検討した。

消防署・上下水道局・危機管理課で消火栓に係る調整会議を実施し、消火栓の設置を行った。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 火災予防（防火）意識の高揚

密集市街地等、火災が発生した際にとりわけ危険な地域に対して火災予防（防火）意識の高揚を図るため、引き続き守口市門真市消防組合及び消防団と連携して啓発活動を実施していく必要がある。

主な実施施策2 消防力の向上

地震のほか、風水害等の発生も危惧される中で、今後も守口市門真市消防組合における消防力の向上は必要である。また、引き続き市も消火栓設置等を関係機関等と協議して進めていく必要がある。

基本施策1-5 救急体制の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	救急救命士のうち気管挿管及び薬剤投与資格者数の割合（守口市門真市消防組合）	%	40.8%	77.4%	81.5%	81.4%
		—	(20人/49人)	(41/53人)	(44人/54人)	—
2	AEDの公共施設設置率	%	51.7%	96.5%	96.5%	100%
		—	(31/60)	(55/57)	(55/57)	—
2	救急・救命講習延べ参加者数（平成22（2010）年度以降：守口市門真市消防組合）	人	1,905人	10,004人	14,929人	13,081人
		—	—	—	—	—

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 救急・救助体制の充実

「防災・消防体制のあり方連絡調整会議」などを通じて、守口市門真市消防組合における今後の組織体制のあり方などについて検討した。

守口市門真市消防組合・医療機関との「搬送調整会議」で情報の共有を行った。

主な実施施策2 救命対策の充実

平成21年度に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を用いて設置したAEDの維持管理を行うとともに、平成23年度には、門真市赤十字奉仕団による寄附でスタンド式AEDの設置を行った。その他、施設の廃止等に伴いAEDの移設も行っている。

守口市門真市消防組合によって救急・救命講習を実施した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 救急・救助体制の充実

近年、救急出動件数が急増しており、救急車の適正利用が呼びかけられるなど、新たな課題もあり、今後も継続して迅速かつ的確な救急救助活動及び必要な資器材について検討を行うほか、引き続き医療機関とも連携し、さらに適切な搬送及び受け入れ体制が構築されることをめざしていく。

主な実施施策2 救命対策の充実

（AED講習について）今後も救命講習ほか、各種講習会への参加者増加に向けた取組を進めていく必要がある。

市内の公共施設にはAED設置完了し、緊急時に対応可能な施設体制は整った。

第6次総合計画では、緊急時に適切に救命活動を行えるよう、AED使用方法等の救命講習の促進を図り、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する必要がある。

基本施策1-6 危機管理と災害時対策

1 達成度を測る指標

主な実施 指標番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	災害時要援護者支援プランの策定	— —	検討中	策定	策定	策定
2	同報系無線の設置箇所数	箇所 —	0箇所 —	50箇所 —	50箇所 —	拡充 —

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 危機管理体制の充実

市地域防災計画の修正を実施し、各関係機関に修正版の配布を行った。

新型インフルエンザ等対策については、25年度に新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、全庁で対応する体制を構築した。

また、庁内関係課と連携し、避難行動要支援者マニュアルを作成した。

主な実施施策2 災害情報伝達機能の強化

市内50箇所に同報系無線の設置を行い、災害時における情報伝達手段の確保に努めた。

平成23年12月にエフエムもりぐち株式会社と「災害時における放送要請に関する協定」を締結し、災害時における情報伝達について強化を行った。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 危機管理体制の充実

国・府等の検討部会においてあらゆる災害についての検討が進められており、今後も社会情勢等の動向を注視しながら、災害時に要支援者が安心して避難できる取組を検討していく必要がある。

新型インフルエンザ等対策については、行動計画を基に不測の事態に対応するとともに、業務継続計画の作成を進めていく必要がある。

また、新型インフルエンザ等対策行動計画における全市民を対象とした特定接種の実施方法等、具体内容について引き続き、検討していく必要がある。

主な実施施策2 災害情報伝達機能の強化

音声情報のみならず、あらゆる手段で情報伝達を行えるよう、引き続き災害情報伝達機能の強化を図っていく必要がある。

基本施策1-7 市民の自主防災の強化

1 達成度を測る指標

主な実施 指標番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	自主防災訓練など年間実施回数	回 —	15回 —	41回 —	31回 —	拡充 —
1	自宅から近い指定避難場所を知っている人の割合	% —	新設	72.2% —	75.6% —	100% —
2	自主防災工具の貸与数	セット 達成率	30セット 40%	60セット 80%	61セット 81%	75セット 100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 自主防災意識の高揚

防災講話の実施や非常持出品の展示などを行い、市民に対する防災意識の高揚に取り組んだ。

主な実施施策2 自主防災組織の育成支援

災害時に、初期消火・救出・救護・避難などの防災活動を地域ぐるみで円滑に行うことができるよう市内の自主防災組織に「防災資機材」を貸与している。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 自主防災意識の高揚

市全域で防災意識が向上するよう、今後は校区単位等の大規模な防災訓練や防災講話などが実施される取組が必要である。

主な実施施策2 自主防災組織の育成支援

今後も継続して自主防災組織に対して防災資機材の貸与を実施していくほか、防災資機材を活用した訓練の実施等も検討していく必要がある。

基本施策1-8 地震や治水対策の強化

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度		実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度	31年度
1	公共施設の耐震化率	%	43.9%	86.5%	88.5%	100%	100%
		達成率	44%	87%	89%	100%	100%
1	補助制度年間適用件数	件	9件	31件	23件	70件	70件
		達成率	13%	44%	33%	100%	100%
2	雨水貯留浸透施設の総貯水量	t	49,121t	63,017 t	64,385t	54,121t	54,121t
		達成率	91%	116%	119%	100%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 建物の耐震改修の促進

平成20年3月に策定した「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の耐震化を計画的に行ってきた。計画期間の10年が満了したことから、平成29年3月に見直しを行い「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画（改定版）」を策定した。

耐震診断や改修等の補助制度の充実を図ると共に、NPO法人との共催による市民フォーラムを継続するとともに、自治会等への防災講和や個別訪問による啓発活動に取り組んだ。

また、国においては、東日本大震災の被害に鑑み、より一層の耐震化を図るため、25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、不特定多数の者が利用する大規模建築物などについて、耐震診断の義務化及びその結果が公表されることとなった。

主な実施施策2 治水対策の強化

「寝屋川流域整備計画」に基づき寝屋川流域の総合治水対策として公共及び民間の貯留施設の総貯水量が5年後の目標である数値に達した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 建物の耐震改修の促進

今後においても、震災時の被害の軽減及び市民の安全確保のため「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画（改定版）」に基づき、建物所有者に対し耐震化を促す取り組みを継続するとともに、有効な取り組みについて引続き、検討を行う。

主な実施施策2 治水対策の強化

昨今、ゲリラ豪雨や未曾有の降雨により被害が拡大している。この様な事から引き続き民間施設の協力を得ながら治水対策を進める必要がある。

基本政策ー2 便利で快適なまちなかをつくります

【基本方針】

- ・まちの顔づくりや都市基盤施設の整備とともに、公共交通サービスの充実や歩行者・自転車の道の整備を進め、便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくります。
- ・都市計画によるまちづくりを進めるとともに、家族が定住できる良好な住宅を誘導するなど、住宅・住環境を整備し、いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくります。

基本施策2ー1 まちの顔づくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	シンボルゾーン基盤整備の進捗率	%	0%	0%	0%	66%
		達成率	0%	0%	0%	100%
1	主要駅の周辺がまちの顔としてにぎわいのある魅力的な環境だと感じる人の割合	%	新設	30.2%	30.1%	30%
		達成率		101%	100%	100%
2	住宅市街地総合整備事業の既実施面積	ha	3.7ha	5.6ha	5.6ha	12.2ha
		達成率	30%	46%	46%	100%
3	土地区画整理組合設立数	地区	新設	1地区	1地区	1地区
		達成率		100%	100%	100%
3	第二京阪道路高架下利用計画に基づく門真市の利用計画箇所（全15箇所）のうち利用が開始された箇所数	箇所	新設	3箇所	3箇所	4箇所
		達成率		75%	75%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 シンボルゾーンの整備

幸福町・垣内町地区については、平成23年度に廃校となった旧第一中学校の除却に着手し、平成25年度に除却が完了、周辺の商店街を区域に取り組みむために意向調査を行い、住宅市街地総合整備事業による老朽建築物等の除却及び公共用地の取得を実施している。

中町地区については、平成22年度に旧中央小学校跡地に、市立第一中学校と市立第六中学校の統合によるはずはな中学校建設に着手し、平成24年4月に開校。平成25年度に土地区画整理組合が設立し、平成26年度には仮換地指定がなされ、平成28年度には公共施設整備工事が完了。また新総合体育館が竣工され、換地処分がなされた。防災機能を有する公園整備に向け、平成29年度には旧六中体育館を除却した。

主な実施施策2 北部地域の災害に強いまちづくり

本町地区については、平成22年より公共施設整備及び防災施設建築物の建設を開

始し、平成25年度には、公園等の公共施設整備工事が完了している。

小路中第1地区については、平成23年度から公共施設整備工事が行われ、平成25年に完了している。

石原東・大倉西地区については、平成24年度から公共施設整備工事が行われ、平成30年度の完了を予定している。

その他の地区については、事業化に向けて、推進調査等を行っている。

主な実施施策3 第二京阪道路沿道の市街地整備

大阪モノレールの南伸及び新たに（仮称）門真南駅の設置が決定され、地下鉄長堀鶴見緑地線との接続及び大阪中央環状線、第二京阪道路の広域的な幹線道路とも隣接しており、交通結節点としてのポテンシャルがさらに向上するため、公共施設跡地及び低未利用地を活用し、駅周辺に相応しい賑わいのあるまちづくりを目指し地元地権者等とまちづくり勉強会を実施。

また、平成23年度に「北島土地区画整理準備組合」が設立され、第二京阪道路を挟む東西地区一体での事業化が検討されていたが、事業化の条件に折り合いがつかず、平成25年9月に準備組合が解散となった。その後、旧市立運動広場及びその周辺区域においては、早期事業化が望まれたため、平成28年3月に「北島東土地区画整理組合」が設立され、業務代行者による区画整理事業を実施し、平成30年3月に公共施設の整備を完了している。

「第二京阪道路高架下等利用計画（門真市域）」において、門真市は全部で15箇所を利用することになっているが、現状で利用できているものは、「地域交流にぎわいゾーン1（公園）」、「行政サービス基盤ゾーン1（土木資材置場）」、「行政サービス基盤ゾーン5（放置自動車保管場所）」の3箇所である。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 シンボルゾーンの整備

引き続き、幸福町・垣内町地区については、土地区画整理事業を導入し、宅地の増進を図り、住宅市街地総合整備事業による公共施設整備や市有地の活用方針を定め、関係機関や地権者等と協議、調整しながら早期のまちびらきに向け、事業を進める必要がある。

中町地区については、防災機能を有する公園の整備に向け、市有地を管理する関係課と調整しながら事業を進める必要がある。

主な実施施策2 北部地域の災害に強いまちづくり

引き続き、安全な市街地の形成や居住水準の向上を図るため、住宅市街地総合整備事業等により、老朽建築物の除却を促進し、良質な住宅などの建替えを誘導するとともに、優先主要生活道路・公園などの公共施設整備などを行う必要がある。

主な実施施策3 第二京阪道路沿道の市街地整備

門真南駅周辺の相応しいまちづくりを進めるため、事業化に向けた具体的な検討が必要

第二京阪道路高架下利用計画に基づき、未利用箇所について、具体の整備方針を立てる必要がある。

基本施策2-2 快適に暮らせる生活基盤の整備

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	配水池全体の貯水量に対する耐震化された配水池の貯水量の割合	%	新設	38%	38%	56%
		達成率		68%	68%	100%
1	管路総延長に対する耐震管延長の割合	%	新設	19.1%	20.2%	21%
		達成率		91%	96%	100%
1	安心して水道を利用できていると感じる人の割合	%	新設	79.2%	85.1%	80%
		達成率		99%	106%	100%
2	下水道の人口普及率	%	78%	88.9%	90.9%	96%
		達成率	81%	93%	95%	100%
2	水路の有効利用延長	k m	16.7km	17.3km	17.3km	18.7km
		達成率	90%	93%	93%	100%
3	不法投棄の年間処理件数	件	453件	238件	205件	408件
		31年度比倍率	1.11	0.58	0.50	1

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 上水道整備と適正な管理・運営

避難所及び防災拠点等の重要給水施設に供給する施設や管路を優先して更新し、水道施設全体の耐震性を効率的・効果的に高めることを目的として、平成27年度に耐震化計画を策定し事業を実施している。また、非常時用の水を貯水するための配水池を上馬伏配水場に新設するため、平成28年度より工事を着手し、平成30年度に完成予定である。

主な実施施策2 下水道・水路整備と適正な管理

市域の中部・西部の浸水被害軽減や水洗化の促進について、26年度より加速的な普及率の向上を目標に、任期付きの職員を採用するなど体制を強化して下水道整備に取り組み、29年度末時点では90%を超えた。

また、施設の長寿命化については、24年度に基本計画、それに基づき25年度は、第一排水区の長寿命化計画を策定し、計画的に5ヵ年（26年度から30年度まで）の施工をしてきた。

「水路敷有効活用事業」により、一部の水路について歩道の整備を行った。現在も地域の方と水路整備調整会議を行いながら、自転車歩行者専用道路の整備などの事業を推進させている。

主な実施施策3 ごみ・し尿処理の適正な処理と施設管理

ごみ処理施設の適正な管理・運営に努めている。

危険ごみ・有害ごみによる爆発事故などの防止や、クリーンセンター周辺道路の渋滞解消を図るため、持ち込みごみの予約制を30年1月から導入した。

地区別減量化目標の設定は未実施。

「門真市一般廃棄物処理基本計画」に掲げる市域全体、各年ごとに設定しているごみ減量化目標は達成している。

適切な処理に努めているものの、事故が発生している。

産業廃棄物の不適切処理を行う業者等への指導強化について、大阪府に要請している。

また、状況に応じて、大阪府と連携し、立ち入りを伴う指導等を行っている。

家庭や事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を環境に悪影響を及ぼすことな

く衛生的に処理している。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 上水道整備と適正な管理・運営

水道施設については老朽化した施設が多く、耐震化率も大阪府平均より低い状況下において、今後も水需要が減少していくことから、施設規模の適正化を図ったうえで、早急に更新・耐震化を行っていく必要がある。

主な実施施策2 下水道・水路整備と適正な管理

公共下水道の未整備箇所については、施工の難易度が高い箇所や、私道の土地所有者の承諾など課題が多くあり、また、職員の技術力の継承・向上も課題である。

長寿命化事業については、ストックマネジメント計画を30年度に策定するのに伴い、財源を確保し、計画的に事業を進めることが課題である。

耐震化事業については、30年度に総合地震対策計画を策定し、市内の管渠を計画的に耐震化を進める。

水路敷を有効に活用するため費用対効果の高い水路の選択、隣接住民など地域との合意形成が課題。

公共下水道の未整備箇所については、施工の難易度が高い箇所や、私道の土地所有者の承諾など課題が多くあり、また、職員の技術力の継承・向上も課題である。

長寿命化事業については、ストックマネジメント計画を30年度に策定するのに伴い、財源を確保し、計画的に事業を進めることが課題である。

耐震化事業については、30年度に総合地震対策計画を策定し、市内の管渠を計画的に耐震化を進める。

主な実施施策3 ごみ・し尿処理の適正な処理と施設管理

現在のし尿処理施設については、平成30年度末で運転を停止後、早期に施設、設備の無害化処理を行い、他の用途に転用する事が可能となるよう、手続きを進めていく。

ごみ処理施設の適正な管理・運営を継続する。

施設の延命化を実施する。

危険ごみ・有害ごみの適正な処理による爆発事故などの防止を図るため、排出者に対する分別指導を徹底する。

基本施策2-3 道路・交通網の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	まちの骨格を形成する幹線道路が整備され、他地域へ行くのが便利であること（市民の評価点）	5段階	3.02	2.91	2.89	4.00
		達成率	76%	73%	72%	100%
2	安全で便利な道路の整備がなされていること（市民の評価点）	5段階	2.55	2.60	2.58	3.50
		達成率	73%	74%	74%	100%
2	「門真市生活道路網計画」に基づく門真市道（私道を含む）の道路幅員充足延長	k m	78.5km	78.5km	78.5km	79.3km
		達成率	99%	99%	99%	100%
3	バスや鉄道などの公共交通機関が利用しやすいこと（市民の評価点）	5段階	3.10	3.00	2.95	4.00
		達成率	78%	75%	74%	100%
4	駅周辺のサイクルラック台数の確保（全駅）	台	0台	自転車983台/バイク13台	自転車1,050台/バイク13台	700台
		達成率	0%	142%	152%	100%
4	放置自転車の年間撤去台数	台	8,484台	3,896台	3,500台	5,000台
		31年度比倍率	1.70	0.78	0.70	1

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 幹線道路の整備

都市計画道路寝屋川大東線においては大阪府により事業着手し、一部区間が整備されているが、その他の都市計画道路の整備は、未着手の状況である。また、長期にわたり事業に着手できていない都市計画道路の見直しを行ったが、道路施設の老朽化対策が喫緊の課題であり、幹線道路の整備が現状では難しい状況となっている。

主な実施施策2 生活道路の整備

建築物の建て替えや開発行為による道路の寄付や帰属に伴う受納に加え、道路維持管理事業、道路整備事業として、生活道路を中心とした改修を実施してきた。

近年、道路施設等のインフラの老朽化と、これに伴う維持修繕が急激に増加し、計画的な予防保全の必要性が高まっている。また、国の施策として、生活道路の整備よりも、適切なメンテナンスを行うことが重要視されており、本市もこの対応が迫られている。

主な実施施策3 公共交通サービスの充実

大阪モノレール南伸については、25年度から大阪府において調査委託がされており、また、府と関係市の担当者による勉強会が開催されてきた。今年度、府において都市計画決定がなされる予定である。空港リムジンバス誘致については、事業者に要望を行ったが、誘致の実現には至っていない。

また、公共交通不便地域の解消を目的に平成23年度からコミュニティバスの運行を開始し、現在も運行継続中である。

主な実施施策4 駅前広場などの整備

大和田駅前広場を整備するにあたり、どういった事業を用いて行うべきかを精査するために、地域住民の方を対象にアンケート調査を行った。また、現況把握として、事業推進調査を行っている。

サイクルラックについては、平成24年度に古川橋駅前に民間事業者により設置されて以降、各駅に普及が進んでいる。

放置自転車対策については、平日はもちろんのこと、土曜日、日曜日にも街頭指導、撤去作業を行う等対策を行っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 幹線道路の整備

都市計画道路などの幹線道路の整備には、多額の費用や時間を要することから、計画的な整備方針や事業計画について検討する必要がある。

主な実施施策2 生活道路の整備

生活道路の老朽化が進行しており、引き続き適切な改修や計画的なメンテナンスが必要である。

主な実施施策3 公共交通サービスの充実

高齢化社会の対応や2029年の大阪モノレール南伸区間の開業など公共交通を取りまく環境の変化が予想されることから、公共交通サービスのさらなる充実に向け

て検討する必要がある。

空港リムジンバスなどの広域路線バスの誘致に向けて、引き続き事業者と協議を進め、課題を整理する必要がある。

コミュニティバスの運行により交通不便地域は、一定解消されているものの、一部バス停から遠い地域があるなど、さらなる利用促進方策を検討する必要がある。

主な実施施策4 駅前広場などの整備

放置自転車台数は、減少傾向にあるものの、引き続き自転車利用者のモラル向上の啓発を行うとともに、大和田駅前広場の整備を進め、ターミナル機能を図る必要がある。

基本施策2-4 歩いて暮らせるまちづくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位		21年度	28年度	
1	市道のうち自転車歩行者道がある道路及び自転車歩行者専用道路の延長	k m	新設	2,26km	2,34km	2,3km
		達成率		98%	102%	100%
1	公共施設などが誰もが使いやすく整備されていること（市民の評価点）	5段階	2.59	2.71	2.73	3.50
		達成率	74%	77%	78%	100%
2	『門真市交通バリアフリー基本構想』に基づく特定経路・準特定経路の整備率	%	8%	71%	71%	80%
		達成率	10%	89%	89%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 歩行者や自転車の道の整備

密集市街地の整備や区画整理などで、一部の地域では通行しやすい歩道や自転車歩行者道の整備が進んだものの、大部分の既存の市街地での狭い道路については、空間再編の余地が無く、歩行者や自転車の道の整備は困難な状況が続いている。

当初は歩道を拡幅整備し、自転車の通行できる歩道としていく方針であったが、全国的に自転車ルールの不徹底による交通事故が増加している中、警察庁は「自転車は車両であり車道走行が原則」の徹底を通知、次いで平成24年には「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が国交省より発出されたことから、自転車ネットワーク基本計画の方針の修正が必要となり、計画は未策定となっている。

主な実施施策2 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

交通バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業については、目標年次の平成22年度までに整備を完了させた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 歩行者や自転車の道の整備

既存の道路では自転車専用通行帯を確保することが困難であるため、路面標示での対応方法など検討していく必要がある。また、自転車は車両であり、車道を走行することが原則という認識不足が多いことから、啓発などのソフト対策も重要である。

主な実施施策2 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

鉄道駅周辺の道路など多くの人々が利用する施設においては、引き続きバリアフリ

一化等に努める必要がある。

基本施策2-5 計画的なまちづくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	中間報告書作成回数	回	新設	1回	1回	2回
		—		—	—	—
2	開発法令等に基づく協議成立率	%	100%	100%	100%	100%
		達成率	100%	100%	100%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 都市計画によるまちづくり

平成24年3月に門真市都市計画マスタープラン、平成29年3月に門真市立地適正化計画を策定し、計画の方針に基づき、各種施策等を展開している。

主な実施施策2 開発事業に対する適切な指導

開発指導要綱に基づく指導において、平成24年度に戸建て住宅の最低宅地面積規定の引き上げや単身者向け住宅等の居住面積規定の強化などを行い、良好なまちづくりを進めてきた。

平成28年7月より開発指導要綱を「門真市まちづくり基本条例」に移行し、最低宅地面積に係る規定を都市計画法に基づく条例へ位置づけるとともに、新たに大規模開発事業に係る事前の近隣説明会の義務付けなど、より良い住環境整備のため強化を図った。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 都市計画によるまちづくり

上位計画である門真市第6次総合計画（31年度（2019年））、都市計画区域マスタープラン（32年度（2020年））の策定を踏まえ、門真市都市計画マスタープランを改定する必要がある。また門真市立地適正化計画については進捗管理等を行い、必要に応じて見直しの実施をしていく必要がある。

主な実施施策2 開発事業に対する適切な指導

今後においても、ゆとりある良好な住環境の形成に向け、民間事業者への指導を適切に進める。

基本施策2-6 住宅・住環境の整備

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	住宅地が整備され、生活しやすい環境ができていくこと（市民の評価点）	5段階	2.62	2.65	2.68	3.50
		達成率	75%	76%	77%	100%
1	建物中間検査の年間受検率	%	97.4%	100%	100%	100%
		達成率	97%	100%	100%	100%
1	建物完了検査の年間受検率	%	95.6%	100%	100%	100%
		達成率	96%	100%	100%	100%
2	市内市営住宅の耐震化率	%	39.6%	50.7%	58.9%	80.7%
		達成率	49%	63%	73%	100%
2	市内市営住宅のバリアフリー化率	%	34.3%	34.3%	34.3%	80.7%
		達成率	43%	43%	43%	100%
3	市内市営住宅の耐震化率	%	40.1%	52%	52%	75.8%
		達成率	53%	69%	69%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 良好な住環境の誘導

受検率向上のため現地調査による未受験物件の把握を行い、工事が完了しているものについては、申請者等への受検の督促を行った。

主な実施施策2 市営住宅の管理と改善整備

良好な住環境を創出するため、門真市営住宅長寿命化計画に基づき、全市営住宅の耐震性能を確認し、耐震改修工事が必要とされた新橋市営住宅2期の耐震改修工事を平成27年度に実施した。

再整備に向けた検討を行うため、平成28年度に門真市新橋市営住宅（1期）移転案検討委員会を設置した。平成28年から平成29年で検討委員会を開催し、平成30年度から住民の会と協議を始めることとなった。

主な実施施策3 府営住宅の改善整備

平成25年6月には、「大阪府営門真住宅まちづくり基本構想」を大阪府とともに策定し、26年度には第1期住棟の竣工を迎えた。その他住棟についても順次建て替えを進めていくとともに、平成29年度末には建替えにより生み出された活用用地において基本構想に基づき、保育・幼稚園機能と消防機能が設置された。

門真住宅以外の府営住宅については、「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき、耐震改修を実施している（門真下馬伏、門真三ツ島）。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 良好な住環境の誘導

今後においても、同水準が維持できるよう取り組んでいく。

主な実施施策2 市営住宅の管理と改善整備

31年度に見直しを行う「門真市営住宅長寿命化計画」に基づき、2020年度からの適正なストック活用及び管理に努めるとともに、新橋市営住宅Ⅰ期は入居者の早期の安全確保に向け、入居者要望を聞きながら現位置による住宅確保の方針を基に、門真プラザ再整備を進めていく必要がある。

主な実施施策3 府営住宅の改善整備

31年度に門真住宅他2住宅の移管を受け、今後は第2次移管予定の2024年度、第3次移管予定の2028年度に向けた適正な管理と調整が必要となる。

また、門真住宅建替事業を引続き実施することとなったため、事業完了まで計画的な事業実施に向けた体制整備や予算確保を行う必要がある。

○基本目標－４ いきいきと人が輝く文化薫るまち

人もまちも元気なまちは、みんながいきいきと輝き、夢を持って暮らしているまちです。

みんながともに楽しく暮らせる平和な社会を築くとともに、楽しく生きがいを感じ、ワクワクする文化との出会いがあるいきいきと人が輝く文化薫るまちをつくりまします。

まちづくりの基本目標	基本政策 (施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標－４ いきいきと人が輝く 文化薫るまち	平和な社会を 育む共生のま ちをつくりま す	平和と人権を尊重 する環境をつくり まします	非核平和都市の実 現	非核平和の都市づくり 平和を愛する意識の高揚
			基本的人権の尊重	人権の擁護 人権尊重の啓発
		みんながともに楽 しく暮らす環境をつ くりまします	男女共同参画社会 の推進	男女が平等に社会参画できる環境づくり 労働の場での男女の共同参画 ワーク・ライフ・バランスの推進
			多文化共生社会の 形成と国際交流の	多文化共生社会の形成 国際交流の促進
			生涯にわたり学習 や仲間づくりがで きる環境をつくり まします	生涯学習環境の充 実 市民スポーツの振 興
	ワクワクする人 や出合いを育 む文化のまちを つくりまします	愛着と誇りに思 う文化を育む環 境をつくりま します	市民生活に息づく 文化・芸術の振興	文化・芸術振興体制の充実 市民文化・芸術活動の支援
			地域文化の保存と 継承	地域の伝統文化の継承 歴史文化遺産の保存と継承

基本政策－１ 平和な社会を育む共生のまちをつくりまします

【基本方針】

- ・非核平和の都市づくりや平和を愛する意識の高揚を図るとともに、基本的人権を尊ぶ呼びかけなどの活動を進め、平和と人権を尊重する環境をつくりまします。
- ・男女が社会の対等な構成員として参加・参画できる場を拡充するなど、さらに男女共同参画社会を推進するとともに、みんなが国際感覚を高め、外国籍市民とも互いの暮らしの文化の違いを認めあう多文化共生社会を形成し、みんながともに楽しく暮らす環境をつくりまします。

基本施策１－１ 非核平和都市の実現

１ 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	非核平和講演会の年間参加者数	人	50人	52人	200人	100人
		達成率	50%	52%	200%	100%
2	非核平和行進への支援	—	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

２ 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策１ 非核平和の都市づくり

非核平和の重要性を広く市民に周知し、全人類の恒久平和を図るため、広報紙・庁内放送による平和祈念の黙とうの周知、非核平和に関する各種協議会への参加、講演会・研修会を開催した。

主な実施施策２ 平和を愛する意識の高揚

学校教育の場においては社会科の授業や道徳、特別活動を行い、社会教育の場においては非核・平和関連の講座等を開催することで「平和を愛する意識」の高揚を図った。市民による各種平和推進活動に市としてメッセージ等の対応を行うなど、

活動の支援に努めた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 非核平和の都市づくり

講演会等への参加者は増加しているが、参加者の年齢層が高いため若い世代にも関心をもってもらう必要がある。

主な実施施策2 平和を愛する意識の高揚

学校教育においては、引き続き様々な機会をとらえ、核兵器がなく、戦争のない平和な世界を形成するため子どもたちを育む教育を推進していくことが必要である。

基本施策1-2 基本的人権の尊重

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	人権擁護委員の年間相談回数	回	24回	37回	39回	40回
		達成率	60%	93%	98%	100%
1	人権が尊重され、共生社会の形成が進んでいると感じる人の割合	%	新設	42.0%	42.1%	40%
		達成率		105%	105%	100%
2	人権講座の年間開催回数	回	5回	5回	5回	10回
		達成率	50%	50%	50%	100%
2	人権や平和に関する講演や勉強会へ参加したことがある人の割合	%	新設	19.3%	19.8%	30%
		達成率		64%	66%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 人権の擁護

さまざまな人権課題を抱える市民に対する相談事業を法務大臣から委嘱された人権擁護委員と協力し実施した。

主な実施施策2 人権尊重の啓発

さまざまな人権問題に対し、国等が定める各種啓発強化月間及び週間にあわせたテーマを取り上げ、人権講座として実施した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 人権の擁護

回数については増加傾向にあるが、相談回数の増加に相談件数が比例していないことから相談窓口の周知が必要である。

主な実施施策2 人権尊重の啓発

講座の参加者の年齢層が高く、偏りがあるため若い世代への啓発をしていく必要がある。

基本施策1-3 男女共同参画社会の推進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	男女共同参画週間の講座の参加者数	人	100人	84人	102人	250人
		—	40%	34%	41%	100%
1	(仮称) 門真市女性サポートセンターの利用者数	人	新設	2,300人	3,300人	5,000人
		%		46%	66%	200%
1	市役所の管理職員における女性比率（課長級以上）	%	新設	18.1%	17.1%	28.0%
		達成率		65%	61%	100%
1	地方自治法上の委員会及び附属機関における女性委員の比率	%	新設	26.8%	28.6%	30.0%
		達成率		89%	95%	100%
2	就職差別撤廃月間等の啓発研修参加企業数	社	70社	130社	148社	170社
		達成率	41%	76%	87%	100%
3	ワーク・ライフ・バランス啓発講座への参加者数	人	新設	70人	58人	80人
		達成率		88%	73%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 男女が平等に社会参画できる環境づくり

審議会等の委員の女性比率について、女性の積極的な登用推進を促すため全庁をあげて取り組んだことで増加した。また、市職員の女性管理職登用についても大幅に増加した。さらに、男女共同参画研究講座等を開催し、男女共同参画の認識を深める機会の充実に努めたことに加え、平成27年10月に女性の悩みにワンストップで対応する女性サポートステーションを開設し、女性が仕事や地域活動などあらゆる分野でイキイキと活躍できるよう支援した。

主な実施施策2 労働の場での男女の共同参画

ハローワーク等の関係機関と連携し、就職差別撤廃月間に研修会を実施するとともに、街頭で啓発物品を配布するなど啓発活動を実施した。

主な実施施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

「勤労感謝の日」がある11月にあわせ、ワーク・ライフ・バランス啓発講座として市民・企業・市職員を対象とした啓発事業を実施するとともに、大阪府が発行するチラシ・リーフレット等を活用し、情報提供に努めた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 男女が平等に社会参画できる環境づくり

政策・方針の立案・決定の場などへの女性の参画を促進するため、男女共同参画に関する啓発講座等への参加を呼び掛けるとともに、女性活躍支援を行っている女性サポートステーションの利用者が増えるよう更なる周知に努める必要がある。

主な実施施策2 労働の場での男女の共同参画

より多くの企業が研修会等に参加するよう呼びかけていく必要がある。

主な実施施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

幅広い年齢層の関心を得られるよう講座等の開催内容等を工夫する必要がある。

基本施策1-4 多文化共生社会の形成と国際交流の促進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	在住外国人と活発に交流できていること（市民の評価点）	5段階	2.58	2.62	2.67	3.50
		達成率	74%	75%	76%	100%
2	国外の都市との交流が行われていること（市民の評価点）	5段階	2.63	2.74	2.76	3.50
		達成率	75%	78%	79%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 多文化共生社会の形成

平成28年度に大阪府国際交流財団との共催で外国人のための1日相談会を試験的に実施した。主にフィリピン国籍の人がビザ等の相談をされた。

主な実施施策2 国際交流の促進

平成25年度に国際交流協会が休会したことにより、幼児から高校生までが様々な国の伝統文化や民俗芸能の発表を行う国際交流事業は、会場をルミエールホールから小学校の体育館に移して規模を縮小しながらも、子どもたちの国際交流の機会を継続されている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 多文化共生社会の形成

在住外国人の増加や多国籍化が進んでいることを踏まえ、特に大規模災害が発生した場合に備え、安心して暮らせる環境づくりを進めなければならない。

今後も引き続き、学校においても多文化共生社会の形成に努め、外国籍児童・生徒や外国にルーツを持つ子どもたちが等しく教育を受けられる環境づくりを推進する必要がある。

識字日本語教室は生涯学習センターと公民館の指定管理者が、指定事業として実施しており、生徒の数に対して講師となるボランティアの数が不足している。

主な実施施策2 国際交流の促進

世界で活躍するグローバルな人材を育成する取り組みは、少子化がかつてない速さで進展する現代においてこそ重要なものであり、そのための実践や調査研究は、引き続き行っていくべきである。

基本政策ー2 ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります

【基本方針】

・「門真市生涯学習推進基本計画」に基づき、社会教育やスポーツ活動の推進体制とともに、学びやスポーツを楽しむ機会や場を充実し、生涯学習環境や生涯スポーツの振興に努め、生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります。

・「門真市文化芸術振興基本方針」に基づき市民の文化・芸術活動の支援や文化に親しむ機会や場の充実とともに担い手づくりを図るなど、市民生活に息づく文化・芸術を振興するとともに、地域文化の保存と継承に努め、愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります。

基本施策2-1 生涯学習環境の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	1年以内に生涯学習活動をしたことがある人の割合	%	新設	18.2%	14.2%	60%
		達成率	68%	30%	24%	100%
2	年間貸出点数	点	408,236点	356,026点	348,892点	600,000点
		達成率	68%	59%	58%	100%
2	登録者数	人	47,491人	44,881人	43,490人	60,000人
		達成率	79%	75%	72%	100%
3	サークル活動の登録団体数 ※集計方法の変更により増	団体	218団体	110団体	2,632団体※	170団体
		達成率	128%	65%	—	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 社会教育推進体制の充実

平成28年度より門真市立門真市民プラザ、門真市立文化会館及び門真市立公民館を同一指定管理者による指定管理を導入し施設間のネットワーク化はより円滑化した。

門真市立門真市民プラザ、門真市立文化会館及び門真市立公民館において市民が参画できる事業が増加するなど、学習成果を発表する機会が充実した。また、平成26年3月、本市の生涯学習に関する基本的な方向性を明らかにする生涯学習推進基本計画が策定された。

主な実施施策2 図書館活動の充実

平成22年度からブックスタート事業を開始、それに伴い乳幼児と保護者対象の「赤ちゃんふれあい絵本タイム」を実施し、親子で絵本に親しむことの大切さや読み聞かせの重要性を啓発してきた。また、平成23年度には、図書館内に「闘病記コーナー」、「こどものえいごコーナー」を新設し、環境整備の充実、平成25年度には、貸出上限冊数を10冊から15冊に変更し、利用促進に努めた。

平成27年度に「第2次子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書意欲を高めるため、読書手帳の配布、学級文庫配本事業を開始した。

学校等読書活動推進支援事業の取り組みとして、平成29年度に市内小学校にて「えほんのひろば」を開催した。

主な実施施策3 生涯学習活動の充実

幼児から高齢者に至るまでのあらゆる世代のニーズに合わせた講座や行事を開催してきた。サークルや利用者同士の相互理解や交流を深める行事にも積極的に取り組み、特に毎年開催している生涯学習フェスティバル、ふれあいまつり及び公民館まつりについては、盛況で今後も続けて計画していく予定である。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 社会教育推進体制の充実

々な課題の解決に向けての有機的な連携を進めるためには、新たな施設も含めた連携のあり方について検討を進める必要がある。

生涯学習推進基本計画に掲げた基本目標を達成するために、社会教育行政において実施できる施策を推進していく必要がある。

主な実施施策2 図書館活動の充実

これからの図書館は、市民ニーズにあった利用者別の図書館サービスに努めていかなければならない。市民の課題解決に役立ち、より利用しやすい図書館を目指し、行事等の充実を図るとともに、市民一人あたりの貸出点数の増加を図る。

主な実施施策3 生涯学習活動の充実

少子高齢化に伴い、利用者の中心が高齢者になっているのが現状である。若年層、特に男性の参加が少ないため、アンケート等によりニーズの把握と、参加しやすい講座の展開が必要。

基本施策2-2 市民スポーツの振興

1 達成度を測る指標

主な実施 経費番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	スポーツ・レクリエーション団体のネットワーク化	—	新設	構築中	完成予定	完成
2	スポーツ・レクリエーション大会参加者数	人	新設	5,543人	5,527人	5,000人
		達成率		111%	111%	100%
2	市内のスポーツ施設を利用したことがある人の割合	%	新設	18.6%	23.6%	25%
		達成率		74%	94%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 スポーツ活動推進体制の充実

市内で活動しているスポーツ団体への指導・助言を行うとともに、「スポーツ少年大会」など市民が参加できる事業、また各種スポーツを行う上での安全管理に関する講習の実施に対して補助金の交付による支援を行ってきた。

また、平成26年度より市民の誰もが気軽に参加でき、スポーツ・レクリエーション活動のきっかけづくりとすることを目的に、スポーツ・レクリエーション大会を実施してきた。同大会の実施に際しては、市内各種スポーツ団体等により実行委員会を結成し、企画から運営までを行うことで、団体間のネットワークを築くことができた。

主な実施施策2 市民の生涯スポーツ活動への支援

各小中学校区単位で委嘱したスポーツ推進委員が、市民に対し「スポーツ教室」を開催し、スポーツレクリエーション活動の促進を図ることをはじめ、「紅葉ウォーキング」や「校区対抗スリータッチボール交流会」を開催し、子どもからお年寄りまで広くスポーツを通じて世代間コミュニケーションを図るほか、市民が自主的にスポーツレクリエーション活動が行えるよう、研修会や全国・近畿・大阪府・北河内スポーツ推進委員との交流等の各種支援を行ってきた。

また、総合型地域スポーツクラブの活動に対して必要に応じた助言を行うとともに、市立総合体育館指定管理者と自主事業等で連携する体制を構築した。

学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放し、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を維持している。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施策1 スポーツ活動推進体制の充実

生涯スポーツ推進協議会において、年間を通じてスポーツ・レクリエーション活動にかかる事業を企画・運営することにより、各種スポーツ団体や関係機関のネットワークを深めることで、多様化する市民のスポーツ活動のニーズに応えていく必要がある。

主な実施策2 市民の生涯スポーツ活動への支援

平成30年2月に設立された生涯スポーツ推進協議会において、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を確保するため、年間を通じてスポーツ・レクリエーションにかかる事業を実施していく必要がある。

基本施策2-3 市民生活に息づく文化・芸術の振興

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	身近に芸術や文化にふれることができる環境ができていくこと（市民の評価点）	5段階	2.64	2.70	2.73	3.50
		達成率	75%	77%	78%	100%
2	文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合	%	14.7%	15.6%	13.4%	30%
		達成率	49%	52%	45%	100%
2	文化芸術を鑑賞・体験したことがある人の割合	%	新設	54.4%	53.2%	65%
		達成率	新設	84%	82%	100%
2	生涯学習活動を行っている人の割合	%	新設	53.9%	52.9%	60%
		達成率	新設	90%	88%	100%
2	市内の生涯学習施設を利用したことがある人の割合	%	新設	69.4%	65.7%	70%
		達成率	新設	99%	94%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施策1 文化・芸術振興体制の充実

文化・芸術と教育との連携を図るため、文化・芸術に関することを教育委員会事務局に移管し、文化・芸術振興のための体制をつくった。また、ルミエールホールや中塚荘、門真市民プラザにおいて、市民参画型のイベント等の充実を図ってきた。

29年度の機構改革に伴い、文化・芸術施策の所管を再び、市長部局に移管し、文化・芸術が地域に根差したのものとして定着されること、また担い手の育成・発掘にも重点をおくことにした。なお、生涯学習としての文化活動の振興については教育委員会においても継承されることとなった。

主な実施策2 市民文化・芸術活動の支援

ルミエールホールや中塚荘など市民の自主・自発的な文化活動の促進に取り組むことができる施設の運営を行っているほか、社会教育施設においては、減免制度によりサークルや団体の活動の支援を行ってきた。また、市民の文化・芸術活動の発表の場として、市立文化会館のふれあいまつりや公民館まつりのほか、市文化祭を開催してきた。

さらに、平成29年度には10年ぶりにふるさと門真まつりを復活させ、多くの団体が参画した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 文化・芸術振興体制の充実

市民のアイデア・創造意欲が活かされることで、みんなが門真の魅力・楽しさを発信できるように情報共有できる体制づくりをしていく必要がある。

主な実施施策2 市民文化・芸術活動の支援

市民のあらゆる価値観が尊重され、活動に参加・参画できるような支援と、多様な主体が連携して文化芸術推進のための場づくり・担い手づくりを進めること。

基本施策2-4 地域文化の保存と継承

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	地域のまつり保存会等の数	団体	16団体	17団体	17団体	16団体
		—	—	—	—	—
2	史跡伝茨田堤周辺の整備	—	新設	一部整備済	一部整備済	完了

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 地域の伝統文化の継承

市制施行50周年記念として地域伝統文化まつりを開催したことにより、多くの市民が地域の祭りを知ることができたほか、これまで保存会が無かった地域に新たに保存会が設立された。また、実行委員会の解散を受けて祭り連絡協議会が設立された。

主な実施施策2 歴史文化遺産の保存と継承

市内に残る文化財のうち、史跡伝茨田堤については発掘調査を実施し、その成果を歴史資料館において「茨田堤 再発見」と題した特別展を開催するとともに、大阪国際大学において関連のシンポジウムを開催した。あわせて市内各所に史跡の解説板や史跡までの案内板を設置し、史跡伝茨田堤についてはフェンス等の更新およびベンチを設置することで、市民に史跡に親しんでもらえるようにした。

また、市民学芸員養成講座を開催し、講座を修了した市民学芸員と資料館との協働で、館蔵資料の整理や特別展を開催した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 地域の伝統文化の継承

地域の伝統文化である地車、太鼓台等を市の貴重な文化資源として、保存・継承すべきものとして位置づけるような体制づくりや市としての支援が必要である。

主な実施施策2 歴史文化遺産の保存と継承

近年、国の施策として歴史文化遺産を活かしたまちづくりが推進されていることから、本市においても文化財の適切な保存と活用を行うことができる庁内体制を構築する必要がある。

○基本目標－５ 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち

人もまちも元気なまちは、健やかな笑顔の暮らしがあるまちです。

みんなで困っている人を助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくりを進め、みんなの健やかな笑顔あふれる支え合いのまちをつくりまします。

まちづくりの基本目標	基本政策 (施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標－５ 健やかな笑顔あふれる 支え合いのまち	みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくりまします	みんなで困っている人を助け合う環境をつくりまします	地域福祉の推進	地域福祉推進体制の充実 地域福祉活動の推進
			社会保障制度の適正な運営	国民健康保険制度の適正運用 後期高齢者医療制度の適正運用 介護保険制度の適正運用 国民年金制度の啓発活動
				高齢者福祉の充実
		障がい者(児)福祉の充実		
			生活保障と自立支援対策	
		みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくりまします	健康な体を育む環境をつくりまします	生涯を通じた健康づくり
	保健活動の推進			保健サービスの充実 健康教育・相談の充実
	安心できる予防と医療の環境をつくりまします		病気の予防対策の充実	生活習慣病の予防対策 感染症の予防対策
			地域医療環境の充実	感染症の予防対策 地域医療との連携強化 救急医療・休日診療体制の充実

基本政策－１ みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくりまします

【基本方針】

- ・困っている人が地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域みんなで支え合う地域福祉を進めるとともに、国民健康保険や介護保険などの社会保障制度の適正な運用を進め、みんなで困っている人を助け合う環境をつくりまします。
- ・高齢者や障がいのある人、生活に困っている人など、みんなが安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを充実するとともに、生活に困っている人への生活自立を支援するなど、みんなで困っている人を助け合い、自立を支援する環境をつくりまします。

基本施策－１－１ 地域福祉の推進

１ 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていること (市民の評価点)	5段階	2.69	2.66	2.73	3.50
		達成率	77%	76%	78%	100%
2	コミュニティソーシャルワーカーの延べ相談者数	人	新設	401人	304人	200人
		達成率		201%	152%	100%
2	小地域ネットワーク活動実施箇所数	箇所	184箇所	131箇所	130箇所	200箇所
		達成率	92%	66%	65%	100%

２ 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策－１ 地域福祉推進体制の充実

小地域ネットワーク事業における認知症サポーター養成講座の実施や住民主体の地域福祉活動に対する支援等、地域福祉に対する理解の向上に努めている。

「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進す

るため、関係部局や担い手と連携を行いつつ、市としての取組を実施してきた。

また、平成28年度末に平成29年度から平成33年度を計画期間とする「第3期地域福祉計画」を策定し、生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法、子ども・子育て関連3法等の新たな法制度によるさまざまな福祉政策の見直し等の動向を踏まえるとともに、これまでの取組の成果や残された課題を整理し、さまざまな人によるつながりと支え合い、市民・地域団体・行政等の協働による取組など、新たな方向性を示し地域福祉の推進に努めている。

主な実施施策2 地域福祉活動の推進

校区福祉委員を中心に行う見守り・声かけ等の個別援助活動やふれあい食事サービス、子育てサロン等のグループ援助活動等（小地域ネットワーク活動）、地域住民の参加と協力による支えあい及び助け合い活動に対し支援を行っている。

門真市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを2名配置し、さまざまな分野にまたがる相談を聞き、支援先に同行するなど各種福祉サービスへのつなぎや利用支援を行っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 地域福祉推進体制の充実

地域福祉に対する理解、関心が十分に高まっているとは言い難いため、引き続き活動や事業を通じた啓発を行う。

また、地域共生社会の実現に向け、関係部局や担い手との連携を具体的に検討することで地域福祉推進体制の充実を図る。

主な実施施策2 地域福祉活動の推進

高齢者等要支援者が、孤立せずに日常生活の基盤である地域での生活を送れるよう、住民同士のつながりを広げる。

地域で孤立しがちな要支援者や、制度の狭間に陥った人、あるいは複数の課題を抱えた人を早期に発見し、課題解決に向けた相談支援を行うため、訪問、同行支援などのアウトリーチ型支援を積極的に行う必要がある。

基本施策1-2 社会保障制度の適正な運営

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	国民健康保険料収納率	%	80.05%	92.4%	91.8%	94%
		達成率	85%	98%	98%	100%
2	後期高齢者医療保険料収納率	%	97.16%	99.8%	99.26%	—
		—	—	—	—	—
3	介護保険料収納率（くすのき広域連合）	%	96.3%	97.3%	96.9%	—
		達成率	96%	—	—	—
4	年金制度啓発活動媒体数	種類	3種類	4種類	4種類	拡充
		—	—	—	—	—

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 国民健康保険制度の適正運用

新制度・制度改正については、送付物に同封するチラシや広報などで周知・啓発を行った。

特定健診・特定保健指導については、広報やホームページを通じて周知し、また

電話、ハガキにより受診勧奨を行った。

国民健康保険料の収納率向上のため、コールセンターを設置し、納め忘れがある世帯に対して納付の呼びかけを行い、納付相談に繋げてきた。

また、納付相談に応じてもらえない滞納者に対しては、早期段階で滞納処分を行うことで、滞納累積の未然防止に努めた。

また、「ジェネリック医薬品希望カード」の配布や差額通知によるジェネリック医薬品の使用促進や、柔道整復施術療養費に係る被保険者照会等の実施など、医療費適正化に向けた取り組みにより、国民健康保険制度の適正な運営を図ってきた。

主な実施施策2 後期高齢者医療制度の適正運用

大阪府後期高齢者広域連合と連携して後期高齢者医療制度を運用し、各種制度改正については、広報活動を行い、周知・啓発に努めた。また、後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストアで納付できるようにして、被保険者の納付機会を拡充し、利便性の向上に努めた。

主な実施施策3 介護保険制度の適正運用

くすのき広域連合と連携し、広報の折込や保険料通知時のパンフレットの封入、さらには地域等からの求めに応じる出張講座などにより、介護保険制度の理念やしきみ等の周知は、一定できているものとする。

保険料の相談においては、介護保険制度や保険料のしきみを説明しながら納付についての理解を求めているが、保険料収納率は横這いの状況である。このような中、休日納付相談も実施し、収納率の向上に向け取り組みを進めている。介護予防については、地域包括支援センターが地域のニーズ等を踏まえた様々な講座を開催している。

主な実施施策4 国民年金制度の啓発活動

日本年金機構と連携を図りつつ、広報紙やHP、パンフレットにより国民年金制度の啓発に努めてきた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 国民健康保険制度の適正運用

引き続き、国民健康保険制度の理念や仕組みについて、周知、啓発に努める必要がある。

特定健診・特定保健指導については、引き続き周知、啓発に努めるとともに、受診・利用しやすい環境整備等を行うことにより、受診率・実施率の向上を図る必要がある。

また、引き続き、医療費の適正化に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進や、柔道整復施術療養費等の適正化に向けた取り組みを行っていく必要がある。

保険料の納付を促進するため、今後も納付義務者間の公平さを確保できるよう、充実した納付相談を行うとともに、利便性の高い収納業務を実施して、さらなる収納率向上を目指す。

主な実施施策2 後期高齢者医療制度の適正運用

大阪府後期高齢者広域連合と連携して後期高齢者医療制度を運用し、今後も納付

義務者間の公平さを確保するために、充実した納付相談等を実施し、さらなる収納率向上を目指す。

主な実施施策3 介護保険制度の適正運用

今後後期高齢者の増加が見込まれており健康寿命の延伸、介護予防につながる取り組みを積極的に推進していく必要がある。

主な実施施策4 国民年金制度の啓発活動

保険料の免除や猶予制度の利用を促進し、未加入者や無年金者を防ぐ。

基本施策1-3 高齢者福祉の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度		実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度	
1	高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らせる環境ができて いること（市民の評価点）	5段階	2.56	2.56	2.61	3.50	
		達成率	73%	73%	75%	100%	
2	高齢者世帯への緊急通報装置貸与件数	件	459件	419件	390件	650件	
		達成率	71%	64%	60%	100%	
3	地域包括支援センターにおける高齢者の年間総合相談件数	件	1,938件	5,009件	4,300件	6,767件	
		達成率	29%	74%	64%	100%	
4	シルバー人材センター登録者数	人	1,125人	1,538人	1,700人	1,920人	
		達成率	59%	80%	89%	100%	

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 高齢者福祉推進体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを相談窓口の拠点とし、医療機関、福祉関係の機関や団体、介護保険にかかわる事業所等の連携のもと、権利擁護等、高齢者の尊厳の確保のための支援を行っている。

主な実施施策2 家庭で安心して暮らせる支援体制の充実

高齢者が日頃住み慣れた場所で、安心して生活ができるよう緊急時に助けを求めることができる通報装置や火の始末が不安な方には日常生活用具の給付を行っている。

主な実施施策3 介護保険サービスの充実

地域包括支援センターと共に、介護保険制度やサービスの種類等のパンフレットをイベントや相談時など様々な機会に配布するとともに、くすのき広域連合からは、介護保険料決定の通知の際にも周知を行っている。地域包括支援センターの相談件数は、年々増加傾向にあり、地域の相談拠点として根付きつつあり、介護予防事業も、地域包括支援センターが主体となって実施している。

なお、地域支援事業についても、くすのき広域連合と連携し、地域の実情に応じた施策を進めている。

主な実施施策4 社会参加の促進

老人福祉センター、高齢者ふれあいセンターでは、各種の講座やイベントを実施し、社会参加の機会づくりを継続して行っている。

シルバー人材センターでは、高齢者の就業機会の充実を図るとともに、清掃ボランティア活動やイベント開催時のボランティアなど様々な取り組みを行っている。

シルバー人材センターの福祉有償運送事業では、支援を必要とする高齢者や障が

い者（児）側の立場に合わせたサービスが行えるよう、従事する会員に対して、介助に関する研修を行うなど、サービスの充実を図っている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 高齢者福祉推進体制の充実

地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向け、制度・分野ごとの縦割りでなく保健・医療・福祉・教育などさまざまな関係機関・団体・地域とさらなる連携・協力が図れる体制づくりが必要である。

主な実施施策2 家庭で安心して暮らせる支援体制の充実

住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、必要なサービスについてスクラップアンドビルドも検討していく必要がある。

主な実施施策3 介護保険サービスの充実

地域包括支援センターと共に、介護保険制度やサービスの種類等のパンフレットをイベントや相談時など様々な機会に配布するとともに、くすのき広域連合からは、介護保険料決定の通知の際にも周知を行っている。地域包括支援センターの相談件数は、年々増加しており、地域の相談拠点として根付きつつあり、介護予防事業も、地域包括支援センターが主体となって実施している。

なお、地域支援事業についても、くすのき広域連合と連携し、地域の実情に応じた施策を進めている。

主な実施施策4 社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に向け、各種講座の開催などをさまざまな分野における地域活動と協働して実施する必要がある。また意欲と能力のある高齢者が働き続けることができるよう、関係機関と協力する必要がある。

基本施策1-4 障がい者（児）福祉の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	障がい者が自立しながら安心して暮らせる環境ができていくこと（市民の評価点）	5段階	2.54	2.62	2.63	3.50
		達成率	73%	75%	75%	100%
2	HANAくらぶ（保護者同士の交流会）の参加者数	人	新設	24人	23人	30人
		達成率		80%	77%	100%
3	市内障がい者通所施設数	施設	新設	32施設	34施設	23施設
		達成率		139%	148%	100%
3	市内障がい児通所施設数	施設	新設	15施設	17施設	9施設
		達成率		167%	189%	100%
4	移動支援事業年間利用者数	人	288人	250人	319人	433人
		達成率	67%	58%	74%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 障がい者（児）福祉推進体制の充実

門真市障がい者地域協議会にて、学校、社会福祉協議会、当事者団体、サービス提供事業者等の関係機関が地域における障がい者（児）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を年2回、計画等策定時は、年4回から5回実施している。

主な実施施策2 早期発見・療育体制の充実

心身の発達に課題のある就学前児童に対し、遊びなどを通して社会生活能力の基礎・基本、運動機能訓練を行う療育施設として、さつき園・くすのき園において早期療育・訓練が行われてきた。

なお、さつき園・くすのき園は平成25年度末に廃園となり、平成26年4月には、門真市立こども発達支援センターを開設し、これまでさつき園・くすのき園で実施していた早期療育・訓練を引き続き行っている。

また、0歳～18歳の心身の発達に課題のある子どもに対し、発達障がい児個別療育事業、保育所等訪問支援事業、発達相談支援事業等を実施している。

主な実施施策3 在宅福祉サービスの充実

サービス等利用計画作成や委託障がい者相談支援事業を通じ、サービスを必要とする障がい者（児）に対し、適切なサービス利用を進めている。

門真市障がい者地域協議会の下部組織であるサブ協議会では、支援が困難な事例の検討を実施する等、関係機関との連携強化に努めている。

通所施設やグループホーム等は、障がい者が地域で暮らしていくために必要不可欠な社会資源と認識しており、障がい者団体等から新規事業所開設の要望も挙がっていることから、門真市地域生活支援拠点の整備にも取り組み、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせる施策の構築を進めている。

主な実施施策4 社会参加の促進

障がいのある人が必要な時に外出できるように移動支援事業（外出支援）をHP等で周知している。

利用者数は、ほぼ横ばいで推移しており、引き続き社会参加の促進に努めている。

門真市障がい者地域協議会やその下部組織である就労支援部会等の会議にてネットワークを構築しており、その中で年1回、障がい者の就労に焦点を当てたイベントである「エルフェスタ」を実施しており、多くの市民に参加していただいている。一方で、個々のケースを通じた就労支援の取り組みでは、障がい福祉サービスの提供による支援を引き続き行っており、利用者は増加している。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 障がい者（児）福祉推進体制の充実

今後も引き続き障がい施策に一層の充実を図るために門真市障がい者地域協議会での議論を進めていく。また、地域生活支援拠点の整備を完了したのち、多機能拠点整備型として基幹相談支援センターや居住機能など含めた機能を活用することにより、障がい者が安心して暮らすことができる環境の整備を進めていく必要がある。

主な実施施策2 早期発見・療育体制の充実

引き続き、0歳から18歳までの心身の発達に課題のある子ども及びその保護者に対して、こども発達支援センターが拠点となり各関係機関と連携しながら情報の共有を図る。

また、通園事業、発達障がい児個別療育事業、保育所等訪問支援事業、発達相談支援事業等を実施することで、子どもの特性や課題の把握・改善を促すとともに、保護者の支えになれるように努める。

主な実施施策3 在宅福祉サービスの充実

引き続き、サービス等利用計画作成を進め、障がい者（児）の生活状況に応じたサービス利用が出来るように取り組む必要がある。また、門真市障がい者地域協議会の下部組織であるサブ会議等で、支援が困難な事例等の検討を実施する等、関係機関とのより一層の連携強化に取り組む必要がある。通所施設やグループホーム等は、障がい者が地域で暮らしていくために必要不可欠な社会資源であることから門真市地域生活支援拠点を中心とした社会資源の整備について引き続き取り組んでいく必要がある。

主な実施施策4 社会参加の促進

障がいのために単独での外出が難しい人が社会参加できるように移動支援事業（外出支援）について、継続してHP等で周知を図る。

外出を必要としている障がいのある人の地域における自立及び社会参加をより一層促すために、委託障がい者相談支援事業所及び特定相談支援事業所と連携し、支援が必要な人への利用を進めていく必要がある。

障がい福祉サービスの提供により、引き続き就労を希望する障がい者への就労支援を行うとともに、就労支援施設等との連携により、一般就労につながり、就労が継続できるよう支援を行っていく必要がある。

基本施策1-5 生活保障と自立支援対策

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	生活保護受給世帯のうち就労している世帯の割合	%	18%	20%	19%	24%
		達成率	75%	83%	79%	100%
2	生活困窮者のための相談事業数	事業	6事業	10事業	9事業	13事業
		—	—	—	—	—

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 生活保護の適正化

平成23年1月に生活保護行政対策本部を設置以降、景気の悪化などの理由により、生活保護受給者は増加傾向にあったものの、適正化に向けた改善計画を実施するなど、保護率及び扶助費の伸びを抑えることができた。

また、平成24年以降、生活保護受給世帯数は横ばいであるが、高齢世帯の比率が増加してきており、全保護世帯の半数以上を占める状況となっている。

主な実施施策2 生活自立への支援

生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業等の事業の実施及び関係機関との連携により、生活困窮者の自立した生活に向けた支援を行っている。

一時的に生活困窮状態にある要支援者に援護資金貸付による支援を行うことで、生計の回復を援助し、自立した生活への復帰につなげた。

関係課及び関係機関との連携強化により、生活困窮者等（多重債務者）が安心して相談できる体制整備に努めてきた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 生活保護の適正化

今後、超高齢社会において、高齢の生活保護受給者の増加がさらに見込まれることから、健康管理支援などを含めた、医療費及び介護扶助費の適正化を図ることが課題であり、就労支援等事業についても、生活保護受給者の自立助長を図る観点から継続して実施していく。

主な実施施策2 生活自立への支援

生活困窮者等（多重債務者）の抱える問題に対する相談から解決までのワンストップサービスとして機能するため、関係機関によるネットワークを活用し、生活費の問題だけでなく、生活困窮者の抱える複合的な課題に個別的・包括的・継続的に対応できる体制を充実させるとともに、深刻な困窮状態に陥る前の段階で支援が必要な人をいち早く発見し、適切な支援を行う必要がある。

基本政策-2 みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります

【基本方針】

・「門真市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、市民みんなの健康づくりとともに、保健サービスの充実など総合的な健康づくり活動を進め、みんなの健やかな心と体を育む環境をつくります。

生活習慣病や感染症予防などの対策を充実するなど、病気の予防活動を進めるとともに、地域の医療施設との連携強化や救急医療・休日診療体制の充実など地域医療環境を充実し、病気になっても安心できる医療環境をつくります。

基本施策2-1 生涯を通じた健康づくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度 21年度	実績（見込み）		目標 31年度
	指標名称	単 位		28年度	29年度	
1	市民が健康づくりに取り組める環境ができていること（市民の評価点）	5段階	2.68	2.74	2.77	3.50
		達成率	77%	78%	79%	100%
2	健康診査・各種検診などが充実し、利用しやすいこと（市民の評価点）	5段階	2.92	3.05	3.03	4.00
		達成率	73%	76%	76%	100%
2	「歩こうよ・歩こうね」運動登録者数	人	1,057人	1,013人	908人	1,318人
		達成率	80%	77%	69%	100%
2	朝食を毎日食べている人の割合	%	新設	81.1%	84%	80%
		達成率		101%	105%	100%
2	週2回以上運動する人の割合	%	新設	37%	38%	40%
		達成率		93%	95%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 健康づくり推進体制の充実

25年3月に「門真市健康増進計画・食育推進計画 健康かどま21」を策定し、29年度に中間評価を実施し、今後の新たな方向性を踏まえ計画を改定した。「運動」「栄養」「たばこ」を重点課題に据え、各種保健事業やイベントなど様々な機会を活用して、市民へ周知啓発を行っている。

乳幼児期については教室や健診等を通じて、健康や栄養に関心を持ってもらうき

っかけづくりを行い、また、壮年期から中年期の対象については、健（検）診や健康教育講座、健康相談等の保健事業を通じて、健康づくりと食育の推進に努めている。

若い頃からの適切な食生活習慣づくりや生活習慣づくりを目指し、子育て世代が参加しやすいよう、保育付きの健康教室を開催している。また、健康教育講座では、最近の健康に関するトピックスなどを取り入れるとともに、受講者アンケートによる希望に合わせたテーマでの講義を設定するなど、魅力のある教室や講座の開催に努めている。

地域包括支援センター等が、高齢者の興味と関心に応じた各種介護予防教室の開催、推進に向け、関係機関などと連携し、取り組みを進めている。また、住民主体の健康づくり体操を支援し、高齢者の筋力アップを目的とした「いきいき百歳体操」などの普及を進めている。

主な実施施策2 健康づくり活動の推進

壮年期から中年期の対象者を中心に、健（検）診や健康教育講座、健康相談等の保健事業を通じて、保健福祉センターを拠点に市民の健康づくりを行っている。参加者状況としては、高齢化およびリピーターが多いのが現状である。

また、若い頃からの適切な食生活習慣づくりや生活習慣づくりを目指し、子育て世代が参加しやすいよう、保育付きの健康教室を開催している。また、健康教育講座では、最近の健康に関するトピックスなどを取り入れるとともに、受講者アンケートによる希望に合わせたテーマでの講義を設定するなど、魅力のある教室や講座の開催に努めている。

また、21年7月より高齢者の健康維持・増進を図ると言う目的で、好きな時間と場所を利用し手軽に取り組める運動を提唱し、「歩こうよ・歩こうね」運動事業を実施している。現在、登録者数は、徐々に減っている状況である。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 健康づくり推進体制の充実

引き続き、「門真市健康増進計画・食育推進計画 健康かどま21（改定版）」に基づき、健康づくり活動を進める。

若い年齢層の参加者が少ないことが課題であることから、保育付きの健康教室を開催しているが、引き続き、子育て世代が参加しやすいような工夫を検討する。

より多くの市民に介護予防の取り組みが認知され、参加者が増加するよう、介護予防教室の周知啓発を進め、開催にあたっては、高齢者が興味を持つ内容となるように検討する。

介護保険事業の実施主体であるくすのき広域連合をはじめ、さまざまな関係機関などと連携し、地域における介護予防活動を支援していく。

主な実施施策2 健康づくり活動の推進

生活習慣病の発症予防や早期発見には、健康行動へ誘致するため、健康に対する無関心層を含め、実践できていない層に向けて、正しい知識の普及及び啓発が必要である。若い年齢層の参加者が少ないことが課題であることから、保育付きの健康

教室を開催しているが、引き続き、子育て世代が参加しやすいような工夫を検討する。

歩くことを始めとして、介護予防につながる健康づくり活動に多くの市民が参加できるように、取組内容を検討し、関係機関等と連携して推進していく。

基本施策2-2 保健活動の推進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	大腸がん検診受診率	%	10%	8.2%	7.3%	17%
		達成率	59%	48%	43%	100%
2	健康教育年間のべ参加者数（40歳～64歳対象）	人	800人	667人	550人	800人
		達成率	100%	83%	69%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 保健サービスの充実

一般健診・各種がん検診等を継続実施している。国のがん対策として、21年度から乳がん・子宮がん、併せて23年度から27年度までは大腸がんの無料クーポン券の発行を行ってきた。現在は「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、乳がん・子宮がんのそれぞれ新たな対象者となる40歳・20歳の女性に無料クーポン券を送付している。また、重点受診勧奨対象者へ個別通知や、精密検査未受診者へ受診勧奨通知を行うなど精度管理を強化している。

主な実施施策2 健康教育・相談の充実

一般市民を対象に、健康教育講座など開催をすることとあわせて、保健師や栄養士による健康相談は定期的で開催している。

平成28年度には、食に関する専門的な知識を有する市民を育成し、地域における食育の普及促進に努めている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 保健サービスの充実

各種保健事業やイベントなどさまざまな機会を利用して、健（検）診の周知啓発を行う。また、大阪府が設定する重点受診勧奨対象者への個別通知や、がん検診無料クーポンの発送など、引き続き、受診率向上への取組も必要である。

主な実施施策2 健康教育・相談の充実

参加者は高齢者やリピーターが多く、若い年齢層の参加者が少ないことが課題であることから、保育付きの教室も開催しているが、引き続き、子育て世代が参加しやすいような工夫を検討する。また、健康に関する無関心層や実践できていない層へアプローチする必要がある。行政からの情報発信に加えて、地域の中でのインフルエンサー（伝道師）を発掘・養成していく取組についても検討が必要である。

基本施策2-3 病気の予防対策の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度		実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度	
1	特定健康診査受診率	%	25.3%	31.3%	31.6%	60%	
		達成率	42%	52.2%	52.7%	100%	
1	特定保健指導実施率	%	8.4%	8.7%	5.7%	60%	
		達成率	14%	14.5%	9.5%	100%	
1	メタボリック症候群の該当者・予備群の減少率	%	—	19.5%減少	12.1%減少	25%減少	
		—	基準年	—	—	—	
2	麻しんの予防接種率（1期） ※麻しんの1期は1歳～2歳未満を対象	%	89%	95%	100%	95%	
		達成率	94%	100%	105%	100%	

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 生活習慣病の予防対策

一般健康診査は集団検診でのみ実施していたため受診日が限定されていたが、市民の利便性を考慮し、27年度より医療機関における個別健診に変更し、受診しやすい環境づくりを行った。

平成20年度から開始した特定健診・特定保健指導については、広報やホームページ、各種公共施設へのポスター掲示などによる啓発活動を行うとともに、未受診者に対する受診勧奨や日曜健診の実施などにより、受診率等の向上を図った。

主な実施施策2 感染症の予防対策

定期予防接種を中心に広報・ホームページ及び予防接種の手引きを作成し周知・啓発を実施。麻しん撲滅に向けて、MR混合ワクチンの接種率95%を目標に、個別通知や教育委員会と連携し、接種勧奨を行うなど、蔓延防止に努めている。季節性インフルエンザに対しては、高齢者を対象に予防接種費用を助成し感染予防に努めている。また、首都圏を中心に風しん患者が急増したことを踏まえ、25年度以降、妊娠を希望する世代を対象に風しんワクチン等助成事業を実施している。26年度には水痘、成人用肺炎球菌、28年度にはB型肝炎が定期予防接種に追加されるなど、頻回な制度改正等にも対応している。

感染症の発生動向に注視し、広報・ホームページにて感染症の予防・注意喚起を行うと共に、市内施設の所属長を対象に感染症講演会を実施し、感染症のまん延防止に努めている。

25年度には、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、有事の際に迅速かつ適切に対応できるよう体制づくりに努めている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 生活習慣病の予防対策

特定健診については、府内平均受診率を上回ったが、国が定める目標受診率を達成できず、また、特定保健指導については、国が定める目標実施率はもとより、府内平均を下回っていることから、さらなる啓発活動を行うことははじめ受診・利用しやすい環境整備等に努め、受診率・実施率の向上に努める必要がある。

一般健康診査の受診率が低迷している。

主な実施施策2 感染症の予防対策

新たに定期予防接種が追加されることで、制度が複雑化しているため、より市民にとってわかりやすい周知に努め、さらなる接種率の向上を目指す。麻しんや新型

インフルエンザなどの感染症のまん延予防のため、引き続き感染症予防に関する知識の習得や情報の共有を実施できるよう、関係機関との連携が必要である。また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、有事の際に迅速かつ適切に対応できるよう関係機関との連携が必要である。

基本施策2-4 地域医療環境の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	医療施設が整備され、医療サービスがいつでも利用しやすい環境ができて いること（市民の評価点）	5段階	2.74	2.86	2.87	3.50
		達成率	78%	82%	82%	100%
2	救急医療体制ができていないこと（市民の評価点）	5段階	2.69	2.78	2.80	3.50
		達成率	77%	79%	80%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 地域医療との連携強化

医師会作成の「かかりつけ医・在宅医療マップ」の設置や配布を、庁内の関係課において行う。また、医師会主催の「かかりつけ医推進事業推進委員会」に参画し、かかりつけ医制度の普及啓発の方策について検討し、適宜協力を行っている。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の方々などを対象に、平成23年度から救急医療情報キット配付事業を実施しており、救急搬送時に対象者の持病、かかりつけ医などの適切な医療情報が必要なことから、かかりつけ医より提供される医療情報をキットに保管するよう周知や体制づくりに努めている。

高齢化が進展する中、地域の実情にあった在宅医療の供給体制の構築が必要であり、在宅医療と介護を連携させる体制づくりが必要となることから、市医師会が主となって実施する在宅医療連携拠点推進事業に市も協力し、関係機関を対象に研修や会議における情報共有等を行った。

主な実施施策2 救急医療・休日診療体制の充実

大阪府主催の北河内保健医療協議会において、救急医療への需要に対して安定的にかつ継続的に医療が提供できるよう体制整備について検討がなされている。また、初期救急医療体制については、保健福祉センターにおける夜間・休日診療や北河内7市で共同運営する北河内夜間救急センターにより体制を補完しており、2次救急医療との適切な連携に努めている。

25年度以降は、毎年関西医大滝井病院（現、関西医科大学総合医療センター）で実施される災害訓練に参加し、有事の際の具体的な医療活動等について、訓練等を実施している。

平成23年度より献血基準の改定により、若年層の献血が可能となった。また献血キャンペーン（年2回）の実施を行うなど献血推進協議会と普及啓発活動の推進に努めている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 地域医療との連携強化

高齢化、核家族化の進行に伴い、独居の高齢者や高齢世帯などが増加しており、市民の安心・安全を守る取組として引き続き救急医療情報キットの周知に努め、関

係機関の協力を得ながら効果的な利用を継続することが必要である。

高齢者の在宅生活の継続と日常生活の支援に向け、医師会・門真市域在宅医療推進協議会、地域包括支援センターなどとの連携体制のさらなる充実に向け取り組んでいく。

主な実施施策2 救急医療・休日診療体制の充実

救急搬送業務の円滑な実施についてなど、北河内保健医療協議会において検討、協議を行う一方、本市では、休日・夜間における医療の確保について、保健福祉センター診療所開設により小児科と内科の初期救急の役割を担っているため、2次救急医療との連携に努めることが引き続き必要である。また、初期救急医療については、近年受診者数減少の傾向がみられるため、必要な方へ適切な利用につながるよう周知に努める必要である。

本市での献血実施回数が減少傾向にあることから、新たに献血を実施できる機会や会場を検討すべきと考える。

○基本目標－6 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

人もまちも元気なまちは、人や環境にやさしくいきいきとした産業があるまちです。

みんなで物を大切にし、緑あふれる美しいまちをつくとともに、産業を元気にする環境をつくり、それを支える人を育て、環境と調和し、産業が栄える活力のあるまちをつくりま

まちづくりの基本目標	基本政策 (施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標－6 環境と調和し、 産業が栄える 活力のあるまち	人や環境にやさしい美しいまちをつくりま	物を大切にする循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくりま	環境保全対策	循環型社会の形成 環境教育の充実 環境保護活動の充実 公害対策の充実
			環境美化活動の充実	環境美化意識の高揚 美しいまちづくり活動の促進
		緑あふれる美しいまちをつくりま	うるおいづくり	自然・歴史的景観の保全 親水空間などの整備
			公園・緑地ネットワークの充実	公園の整備 緑のネットワークの充実
	いきいきとしたまちを育む産業をつくりま	産業を元気にする環境をつくりま	多様なビジネスの育成	新たな産業の育成と雇用の創出 産学官連携によるものづくりの促進 ベンチャービジネスの育成支援
			既存産業を活かした産業活性化環境の形成	商業の振興 工業の振興 農業の振興
		産業を支える人や働きやすい環境をつくりま	産業を支える人づくりの促進	多様な人材・後継者の育成支援 研修機会の充実
			労働環境の向上	就労の支援 労働環境改善などへの支援

基本政策－1 人や環境にやさしい美しいまちをつくりま

【基本方針】

市民に環境美化を呼びかけ、美しいまちづくり活動を促進するなど、環境美化活動を進めます。

また、市民と市役所が協働し、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、より良い環境を次の世代に継承していきます。

水辺における親水空間の整備や緑化などによりまちのうるおいづくりを進めるとともに、市民が憩い、集う公園や緑地とまちなみを結ぶ緑のネットワークの形成に努め、緑あふれる美しいまちをつくりま。

基本施策 1－1 環境保全対策

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	ごみの減量や省エネルギー対策、リサイクルの取組が行われていること (市民の評価点)	5段階	3.01	3.18	3.12	4.00
		達成率	75%	80%	78%	100%
1	門真市域の1人当たりごみの年間排出量	t	0.378t	0.349t	0.353t	0.337t
		31年度比倍率	1.12	1.04	1.05	1
2	リサイクル施設の年間来館者数	人	7,000人	8,777人	9,061人	9,100人
		達成率	77%	96.5%	99.6%	100%
3	温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）	t	24,081t	25,192t	24,940t	22,260t
		31年度比倍率	1.08	1.13	1.12	1
4	苦情の年度内解決率（公害等調整委員会への報告分）	%	100%	100%	100%	100%
		達成率	100%	100%	100%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策 1 循環型社会の形成

市民活動団体などと連携し、講座等をリサイクルプラザで開催することで、3R

(ごみの減量、再利用、再資源化)等を実践しようとする意志の醸成を図った。

再生資源の集団回収を行う団体に対して奨励金を交付することで、資源の有効活用を図るとともに、ごみの減量、リサイクルの推進及び地域コミュニティの育成を図った。

資源物持去り行為がなくなる状態をめざし、資源物持去り行為に対し注意・指導等を行い、リサイクルシステムの適正な運営を図った。

平成29年度より小型家電回収ボックスを市内4か所、水銀使用廃棄物回収ボックスを市内8か所に配置した。

主な実施施策2 環境教育の充実

市民活動団体などと協働し、講座や研修会等をリサイクルプラザで開催することで、リサイクルプラザの活発な利用を促進し、市民のリサイクルその他環境負荷の低減に関する意識啓発を図った。

児童や生徒を対象とした施設見学やリサイクル工房での体験学習等を行うことで、環境問題とリサイクルに対する意識の高揚を図った。

主な実施施策3 環境保護活動の充実

地球温暖化対策の推進に関する法律やエネルギーの使用の合理化等に関する法律で規定されている目標達成するため、市長部局管理の施設等で使用されるエネルギー使用量の原油換算値を毎年1%ずつ削減することを目指し、省資源・省エネルギー化を推進した。

主な実施施策4 公害対策の充実

法律及び府条例等に基づき、公害に関する調査や届出等の受理、事業者に対する指導を行うとともに、大気・水質等の環境監視を実施して、広報等により公表した。

また、第二京阪道路については沿道の環境状況を把握するため、環境監視局において、大気汚染、騒音に関する調査を行いホームページにて公表した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 循環型社会の形成

新たな講座等を企画・開催していく必要がある。

再生資源集団回収実施団体が増加していく必要がある。

資源物持去り行為がなくなる状態をめざす必要がある。

主な実施施策2 環境教育の充実

リサイクルプラザの活発な利用を促進するための企画・啓発をしていく必要がある。

主な実施施策3 環境保護活動の充実

庁舎等の公共施設管理担当部門・建設担当部門と連携していく必要がある。

新たな省エネルギー項目の検証をしていく必要がある。

省資源・省エネルギーの啓発活動の充実を図る必要がある。

主な実施施策4 公害対策の充実

工場・事業場が悪質な違反をすることは少なくなっているが、市民の環境への関

心は高まっており、今後は様々な苦情に対応していく必要がある。

第二京阪道路については、今後環境監視体制をどのようにしていくかを国、府、事業者等と検討していく必要がある。

基本施策1-2 環境美化活動の充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	門真市美化推進の日を中心とした一定期間の清掃活動の参加者数	人	新設	6,894人	6,131人	10,000人
		達成率		69%	61%	100%
2	地域清掃活動の登録団体数	団体	25団地	105団体	110団体	120団地
		達成率	21%	88%	92%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 環境美化意識の高揚

平成25年度以降、それまで一部地区でのみ実施されてきた清掃活動を市内統一清掃及び地域清掃活動（通称：キラッと！かどま）へと規模を拡大して実施することとした。

また、市道等の一定区間の清掃及び緑化等の活動を自治会等と協定を交わして行う、門真市美化サポートプログラム「さわやかロード」を実施する等、環境美化に対する意識の高揚を図った。

主な実施施策2 美しいまちづくり活動の促進

清掃活動を実施する美化活動団体への清掃用具の貸与等や門真市美しいまちづくり推進協議会による違法屋外広告物撤去活動及び業務委託による違法屋外広告物警告・撤去活動により、美しいまちづくりを推進した。

感染症の予防及び害虫駆除のため市内の水路及び要望のあった地域の消毒作業を行った。その他ねずみ族等を排除するために殺鼠剤を配布した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 環境美化意識の高揚

環境美化意識高揚を図る啓発活動を充実していく必要がある。

市内統一清掃及び地域清掃活動への参加者が増加していく必要がある。

主な実施施策2 美しいまちづくり活動の促進

害虫等の繁殖による感染症のまん延を防止するため、薬剤散布や殺鼠剤の配布を行うことにより公衆衛生の向上を図る必要がある。

美化推進団体へのサポートを充実していく必要がある。

違法広告物がなくなる状態をめざす必要がある。

基本施策1-3 うるおいづくり

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	美しいまちなみであること（市民の評価点）	5段階	2.37	2.59	2.55	3.50
		達成率	68%	74%	73%	100%
2	親水空間などの整備箇所数	箇所	0箇所	0箇所	0箇所	3箇所
		達成率	0%	0%	0%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 自然・歴史的景観の保全

本市における、歴史的価値の高い保存樹林並びに保存樹の保全、また、後世に受け継ぐため、「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、枝葉の剪定に係る一部の費用を樹林・樹木の所有者に対し助成金の交付をしている。

主な実施施策2 親水空間などの整備

北島町の門真第9水路については、地域の代表者と共に要綱に基づく水路整備調整会議を行い、整備の方針について話し合い、概略設計を終えたところである。旧集落の面影や修景に配慮した改修を行い、憩い集う空間を拡大することとしている。

水と緑のネットワークの整備手法は検討できておらず、具体的整備方針は未策定である。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 自然・歴史的景観の保全

保存樹林及び保存樹が、所有者の都合や維持管理面の大変さによって年々減少傾向にある。所有者の負担軽減を図るため助成金の増額を検討する必要がある。

主な実施施策2 親水空間などの整備

具体的整備方針の策定と事業化についての検討をしていく必要がある。

基本施策1-4 公園・緑地ネットワークの充実

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	身近に公園や緑地が整備されていること（市民の評価点）	5段階	2.49	2.70	2.68	3.50
		達成率	71%	77%	77%	100%
1	門真市が管理する公園・広場・緑地の面積	ha	15.6ha	16.0ha	16.3ha	18.5ha
		達成率	84%	86%	88%	100%
2	「門真市緑化に関する指導要綱」に基づき緑化された面積	m ²	新設	15,219m ²	17,919m ²	15,000m ²
		達成率		101%	119%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 公園の整備

「門真市緑の基本計画」に基づき、公民協働で公園などの維持・管理を行い、また、門真市駅などの駅前花壇の植栽及び街路樹等の保全を図り、緑を守り増やしていくよう努めてきた。

第二京阪高架下北公園を開設したほか、既設の公園の遊具や手洗い場等施設の設置や改修を進め、公共用地を有効活用し、29年度に東田町公園を整備した。また、密集市街地の整備や区画整理などにより公園用地を確保し、併せて整備も進めてきた。

主な実施施策2 緑のネットワークの充実

毎年、緑化樹の配布は実施しているが、20年度の770本から25年度の23本に落ち込み目標数値には程遠くなっている。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 公園の整備

公園の再整備や公園用地の確保をしていく必要がある。

主な実施施策2 緑のネットワークの充実

緑豊かでうるおいのある都市環境を創出する事で、本市を訪れる市外の方が増加する可能性があり、ヒートアイランド対策や地球温暖化にも効果がある。しかしながら、緑を増やす事は、行政だけでは限界があり、民間の協力を得ながら緑化の促進を図る必要がある。

改定予定の門真市緑の基本計画に基づき、各種施策等を実施する必要がある。

基本政策-2 いきいきとしたまちを育む産業をつくります

【基本方針】

多様なビジネスの育成や産学官連携によるものづくりの促進などにより新たな産業を創出するとともに、商業・工業・農業の振興の支援など既存産業を活性化する環境を育み、産業を元気にする環境をつくります。

多様な人材や後継者の育成を支援するなど産業を支える人づくりを促進するとともに、労働相談や労働教育の充実により就労支援を促進し、産業を支える人や働きやすい環境をつくります。

基本施策2-1 多様なビジネスの育成

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	ものづくり企業立地促進制度の利用件数	件	0件	47件	51件	20件
		達成率	0%	235%	255%	100%
1	本市ホームページへの市内企業サイトの開設	—	未開設	開設	開設	充実
1	企業連携に伴う新規事業の創出数	件	新設	0件	3件	6件
		達成率		0%	50%	100%
2	産学官交流の連携実績数	件	新設	1件	1件	5件
		達成率		20%	20%	100%
3	創業件数	件	新設	13件	29件	13件
		達成率		100%	223%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 新たな産業の育成と雇用の創出

【情報発信】

- ・「門真市中小企業サポートセンター」のホームページを開設し、市内企業のデータベースの公開を実施した。
- ・優れた製品、技術を有する中小企業を認定する「カドマイスター認定制度」を創設、毎年認定を実施した。
- ・カドマイスター企業や「門真市ものづくり企業ネットワーク」参加企業による展示会でのプロモーションを実施した。
- ・「カドマイスター紹介冊子」を作成、展示会等で配布することにより、優れた製品・技術を有する中小ものづくり企業の集積のPRを実施した。

【企業間交流・ビジネスマッチング】

・中小企業の経営、技術等の相談に応じる「門真市中小企業サポートセンター」を設置、そこで「新規ビジネス創出支援事業」を実施、企業間連携による新たな産業の創出の支援を実施した。

・「門真市ものづくり企業ネットワーク」の設立により、同・異業種間の交流が進展した。

【企業誘致・留置】

・「ものづくり企業立地促進制度」の実施による市外からの企業誘致並びに市外移転の抑制を実施した。

主な実施施策2 産学官連携によるものづくりの促進

・産学で連携する「産官学交流プラザ」にオブザーバーとして参画するとともに、守口門真商工会議所を通じ、その事業に対して補助金を交付した。

・「門真市中小企業サポートセンター」が、企業からの相談に応じ、農作物の成分分析等を大学で行うなど、6次化に向けた取組を後押しした。

主な実施施策3 ベンチャービジネスの育成支援

・「門真市中小企業サポートセンター」が、創業希望者に対する相談やハンズオン支援を実施した。

・守口門真商工会議所や金融機関などと連携して創業者を支援する体制（もりかど産業支援機関ネットワーク）を整備し、支援を実施した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 新たな産業の育成と雇用の創出

・企業紹介冊子の作成や展示会出展による情報発信・PRについては、現在まで国交付金を活用して実施してきており、国交付金の終了後の施策実施のあり方について検討する必要がある。

・企業連携による新事業の育成にかかる施策実施の効果については、検討する必要がある。

・「ものづくり企業立地促進制度」については、「生産性向上特別措置法による固定資産税特例措置（平成33年3月まで）」と支援領域の重複する部分について、制度の見直しが必要である。

主な実施施策2 産学官連携によるものづくりの促進

産学官連携における製品・技術開発においては、相当な研究開発期間を要し、ビジネス実用化に至る事例が少ない。本市において、このような研究開発に経営資源を投入できる中小企業は多くない状況である。

主な実施施策3 ベンチャービジネスの育成支援

今後は、国等の創業支援制度を積極的に活用して、市内の創業を支援していく必要がある。

基本施策2-2 既存産業を活かした産業活性環境の育成

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）	実績（見込み）	目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	商店街の活性化や商業地域の整備がなされていること (市民の評価点)	5段階	2.57	2.53	2.50	3.50
		達成率	73%	72%	71%	100%
2	活発な工業活動ができるような環境になっていること (市民の評価点)	5段階	2.70	2.71	2.78	3.50
		達成率	77%	77%	79%	100%
3	大阪エコ農産物生産者数	人	2人	1人	0人	15人
		達成率	13%	7%	0%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 商業の振興

- ・守口門真商工会議所において「あきないフェスタ」や「地域ブランド創出事業」などの事業を実施しており、それらの取組みに対して、補助金を交付した。
- ・商業振興対策補助金を交付することにより、販路拡大の取組、地域と協働したイベント開催、研修会の実施、街路灯整備等など、商店街等に対する支援を実施した。

主な実施施策2 工業の振興

【要請】

- ・市長会を通じて、国及び府に諸制度の充実を要請した。

【中小企業活性化支援】

- ・「門真市中小企業サポートセンター」を設置することにより、企業診断、経営相談、研修などを実施する体制を整備し、支援を実施した。
- ・「カドマイスターを探せ！事業」により、市内企業の製品・技術のPR等を実施した。
- ・「門真市ものづくり企業ネットワーク事業」により、企業間交流の促進による、共通の課題解決に向けた取組みや域内受発注の促進、展示会合同出展や川下企業への販路開拓事業を実施した。
- ・「ものづくり企業展示場出展補助事業」により、大阪府が設置する常設展示場（MOBIO）の活用を促進し、販路開拓やマッチングの機会を創出し、企業の営業力の向上に資する取組を実施した。
- ・守口門真商工会議所が実施する工業の振興に資する事業に対し、補助金を交付した。

【住宅と工場が共存できる環境づくり】

- ・住工混在問題の解決を図るため、防音壁の設置など騒音対策を実施した企業に対し、補助金を交付する「企業操業支援補助事業」を実施した。
- ・広報「かどま」の「フラッシュ門真DEものづくり」企業紹介事業や「カドマイスターを探せ！事業」により、ものづくり企業に対する市民の理解を深める取組を実施した。

主な実施施策3 農業の振興

- ・営農研究会に補助金を交付することにより、れんこん、くわいの栽培方法の維持及び農業の担い手の育成を実施した。

- ・「門真市農業まつり」に対する補助を行うことで、地場産農作物への愛着を高め、地産地消の啓発に努めた。
- ・大阪エコ農産物認証制度の実施及び普及に努めた。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 商業の振興

商業団体への支援については、これまでの販路拡大への取組やイベントの開催にとどまらず、集客力のある新商品の開発や地域資源の活用などのコンテンツ充実並びにインバウンド支援など、多角的な方法による振興策を検討する必要がある。

主な実施施策2 工業の振興

- ・これまで同様、国・府が実施する補助金等の支援策を、市内企業が積極的に活用できるよう、「もりかど産業支援機関ネットワーク」等を通じた支援が必要である。
- ・「カドマイスターを探せ！事業」などの施策については、単なる企業PRにとどまらず、企業の経営力向上を前提としたものとするのが重要であり、そのうえで本市が「優れた企業が集積する都市」になることを目指す必要がある。
- ・「地元で働くことができる」職住近接の実現への取組を推進していく必要がある。

主な実施施策3 農業の振興

特産物のPRやエコ農産物等の付加価値向上施策については、引き続き実施する。また、市内農地が減少していく中、①農地の保全 ②担い手の育成 ③都市型農業の機能発揮 について検討を進める必要がある。

基本施策2-3 産業を支える人づくりの促進

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単 位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	ものづくり団体による年間出前講座数	回	1回	0回	0回	5回
		達成率	20%	0%	0%	100%
2	研修会の年間実施回数	回	4回	5回	0回	6回
		達成率	67%	83%	0%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 多様な人材・後継者の育成支援

- ・ものづくり技術の熟練度が高く、後継者の育成支援に努めている者を国の「現代の名工」大阪府の「なにわの名工」に推薦することによりPRした。
- ・「門真市ものづくり企業ネットワーク」において、企業による自主的勉強会など、企業間の交流が促進され、多様な人材の育成に繋がった。

主な実施施策2 研修機会の充実

- ・「門真市中小企業サポートセンター」で、現場改善活動を中心とした研修機会を充実した。
- ・中小企業大学校等研修補助事業により、中小企業の研修参加費用に対する補助を実施した。
- ・守口門真商工会議所と連携し、共催で商工業者のスキルアップ研修を実施した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 多様な人材・後継者の育成支援

- ・将来を見据えて学生等に向け、働くことに対する「キャリア教育」の充実を図る必要がある。
- ・企業の人材不足によって事業承継が断念されないよう、関係機関との連携を取りながら、後継者の育成支援に対応していく必要がある。
- ・地元企業で働く人が増えるよう、雇用の促進を図る必要がある。

主な実施施策2 研修機会の充実

人材育成に対する企業等の意識が高まる一方で、関係機関等が実施する研修等も多様化している現状において、企業に対する機会提供の方法を工夫していく必要がある。

基本施策2-4 労働環境の向上

1 達成度を測る指標

主な実施 施策番号	達成度を測る指標		基準年度	実績（見込み）		目標
	指標名称	単位	21年度	28年度	29年度	31年度
1	就業率（就業者/相談者）	%	3.4%	23.8%	46.6%	15.0%
		達成率	23%	159%	311%	100%
2	セミナー年間開催回数（市主催・共催・後援含む）	回	5回	0回	0回	7回
		達成率	71%	0%	0%	100%

2 平成29年度までの施策の取り組み状況

主な実施施策1 就労の支援

- ・市役所内において門真市地域就労支援センターを設置、定期的に広報紙により窓口の周知を行うとともに、就職困難者に対する就労相談を実施した。
- ・ハローワーク等関係機関が実施する就職セミナーや就職面接会、職業訓練等のチラシ等を設置し情報提供に努めた。
- ・地域就労支援事業において、市民を対象とした「パソコン講習」を開催し就労スキルの向上を支援する取組みを実施した。

主な実施施策2 労働環境改善などへの支援

- ・労働環境の改善に関するチラシの設置やポスターの掲示などにより周知に努めた。
- ・働く女性の輝きセミナー、退職準備セミナーや各種相談事業等、勤労者の為の事業を実施する北河内地域労働者福祉協議会に対し補助金を交付した。

3 第6次総合計画に引き継ぐべき課題

主な実施施策1 就労の支援

地域就労支援センターの相談者数が少ないため、窓口の周知に努めるとともに、関係機関と連携を進める必要がある。また、一部の就労困難者に対する支援にとどまらず、あらゆる人が活躍できるよう、地域での就労支援機会を増やす必要がある。

主な実施施策2 労働環境改善などへの支援

- ・「職住近接のまち」のメリットを生かした、子育て中の女性が働きやすい環境を整備するなどの支援を検討していく必要がある。

・働き方改革に大企業・中小企業が対応していかなければならない中、より働きやすい環境を実現するための、労働環境の改善を後押ししていく必要がある。